338.7
To.46

創立五周年小誌

東京信用保證協會編

0029048000

0029048-000

３３８．７－Ｔｏ４６ウ

創立五週年小誌

東京信用保証協会

昭和１８

ADI

95
21

創立五周年小誌

社團法人 東京信用保證協會

正誤表

	正	誤
三頁三行目	多年の傳統たる	多年の傳統たる
同　十四行目	腐敗	腐取
八頁本文一行目	右の數字	次の數字
九頁一行目	工・販賣	增・販賣
同　十三行目	金融の疏通	金融の疎通
一七頁本文九行目	て得ない	得てない
二〇頁三行目	現在までに	現代までに
二一頁十三行目	金融は梗塞し	金利は梗塞し
二三頁六行目	現在高	現高在
二六頁本文七行目	既存の金融機關	既存の各融機關
三一頁八行目	七月二十八日付を以て許可	七月二十八日付を以て認可
三五頁一行目	代位辨濟金	代位辨償金
同　七行目	債權保全料	債權保金料
三七頁十一行目	中小產業者と	中小產業と
三九頁十二行目	信用保證料と債權保全料	信用保證料と債權保金料
四五頁三行目	本協會の事業遂行	木協會の事業遂行
附表(2)保證後取消	合計欄昭和十五年度末現在 339,670 19,498.52 23,581.27	338,670 19,493.52 23,546.27
同　(4)信用組合現在一部回收	欄昭和十七年七月末	
同　(4)正一部回收	合計欄昭和十七年七月末現	

338.7
To46

はしがき

一、本年七月創立滿五年を迎へるに際し、本協會設立の經緯と、五年間に於ける事業の概要を輯錄して、過去を回顧し將來に備へる資料たらしめ、併せて關係方面の參考に供することとした。

一、序を以て前後に於ける我國內外の情勢や當時の中小商工業並に其の金融に關する事情をも略記した。聊か蛇足の嫌がないでもないが、本協會の設立に深い關係のあること故、必ずしも無益でないと考へる。

一、資料の不備と殊に編者の愚鈍は、或は記載すべき事項を洩らし或は誤謬を犯す等、前記の趣旨に鑑み不備の點が少くないと思ふが、之等は大方の御叱正に俟つこととしたい。

一、世界は我國を中心として今や急速に變化しつつある。勿論經濟體制は一新されてゆく。此の時本協會乃至は信用保證事業がどんな立場にあり、又將來どうあるべきか等のことは、眞劍に考へらるべき問題である。此の點に關しても各方面の御示教を得ば、當に本協會のみの幸ではない。

一、最後に、夙に時局の樣相を洞察し、本協會の事業の性質を理解せられて、本協會の會員として終

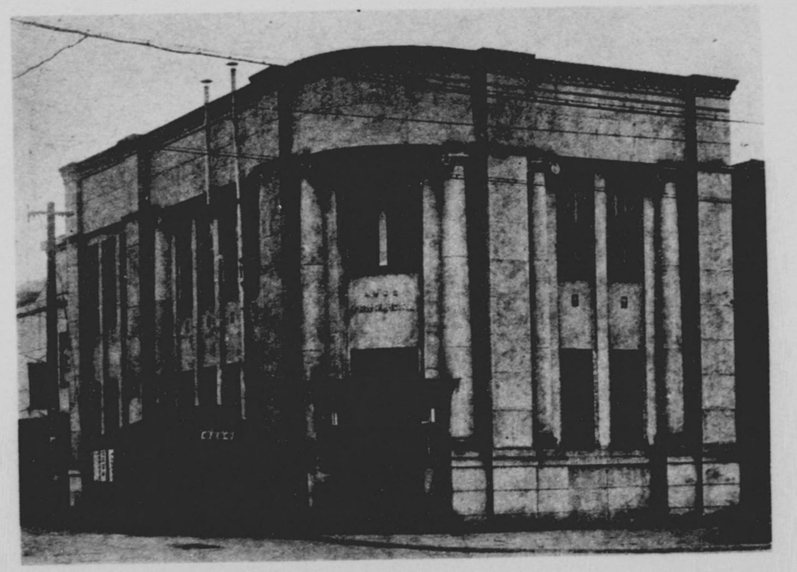

社團法人　東京信用保證協會
事務所

始協力を惜しまれない府下の有力な各金融機關に對し、深く感謝すると共に、今後一層本協會の正しき發展に助力せられんことを切望する。

一、尙又、直接本協會の設立及成長に多大の苦心とを致された諸先人、並に斷へず指導援助を加へられた關係各省當局、府、市、會議所等の各位に對し此の機會に同じく厚き感謝の意をも表する次第である。

昭和十七年十月

前理事長

渡邊正監氏

佐々木芳遠氏

副理事長
谷川昇

理事長
安積得也

並川義隆氏

故永安百治氏

専務理事
松木茂一

(一) 事業概況圖表

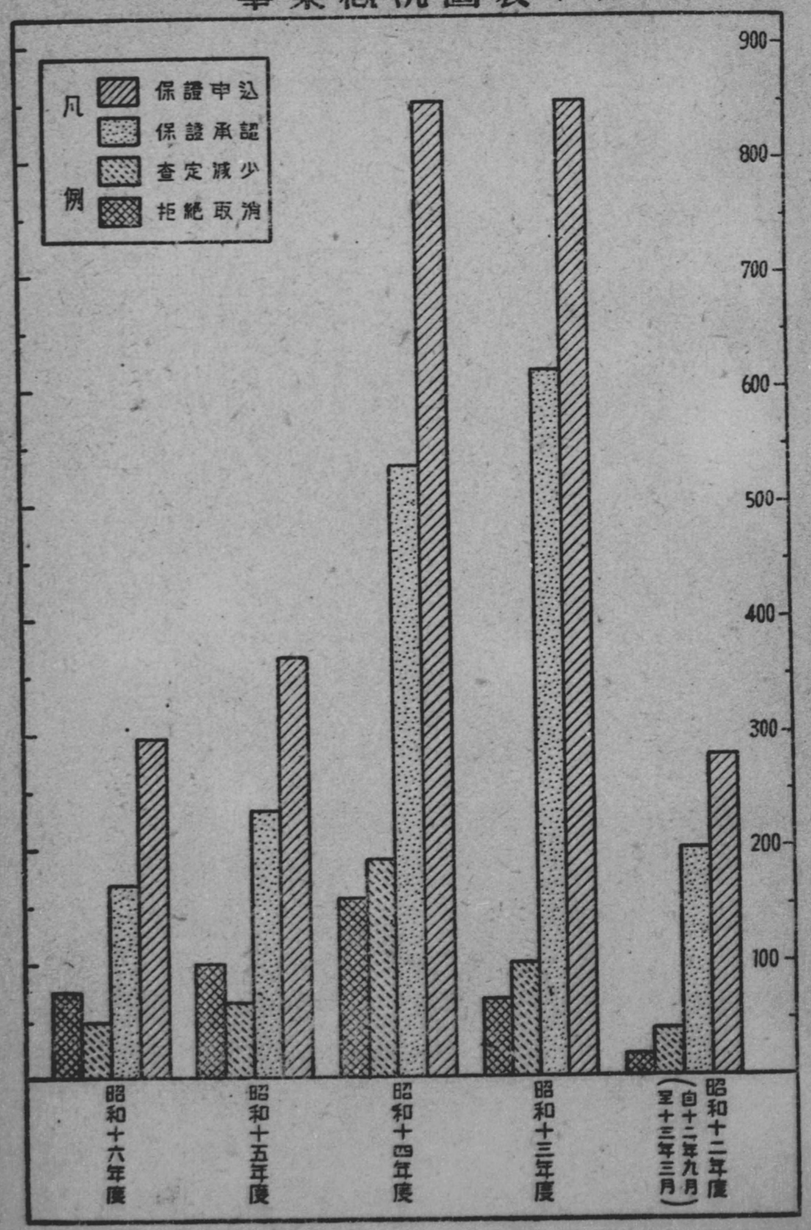

前副理事長

前田賢次氏

吉山眞棹氏

大迫元繁氏

尾池秀雄氏

967
21

目次

設立當時の一般情勢……一
中小商工業窮迫の事情……五
中小商工業者の金融難……一〇
金融機關の缺陷……一二
中小金融の困難性と其の打開……一二
本協會設立の經過……一五
組織の大綱……二八
目的及事業……三一
補償契約……三六
事業狀況概要……四四
附表……五〇
(1) 事業概況表
(2) 保證承認現在額表
(3) 金額區分別狀況表

(二)表圖況概業事

(昭和十六年度末現在)

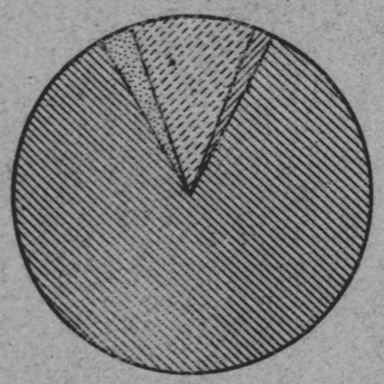

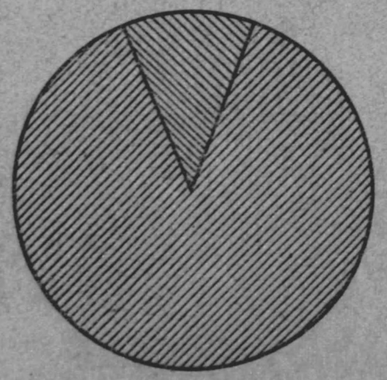

(4) 代位辨濟金回收狀況表
(5) 職業別保證件數並金額表
役員
現在役員……六一
退任役員……六二
顧問
現顧問……六五
舊顧問……六六
評議員
現評議員……六七
舊評議員……六九
職員……七一
附錄
(一) 定款……七三
(二) 業務規程……八一
(三) 沿革日誌……八九
むすび

設立當時の一般情勢

創立五周年　本協會は昭和十二年七月二十八日、支那事變の勃發に遲るること丁度三週日にして創立されたのであるから、本年七月二十八日を以て滿五年の誕生日を迎へたわけである。此の際設立當時の經緯を回顧し其の業績を檢討することは、協會今後の活動に資する所少くないと考へる。玆に設立當時の事情を記すに先だち、そこに至るまでの我國內外の情勢、特に經濟界の推移と中小商工業の狀態とに付概觀を試みることとする。蓋し本協會は、當時不況に沈淪する中小商工業者が最も根本的な苦惱とした金融上の困難を打開して其の振興に寄與することをその使命とした故である。

中小商工業問題　中小商工業が經濟上・社會上問題となるのは、資本主義經濟機構の下に於ては殆ど必然的と言はれ、殊に我國にありては維新以來の歷史的・經濟的の諸條件が、恒常的に本問題を提起しつゝあつたと言へる。先進列強に對する近代產業確立の立遲れと之に要する資源の貧弱とを克服する爲に、人と物との双方に亘つて農村・農民に犧牲を求め、此の事が諸他の條件と相俟つて絕えず農村乃至農業問題を惹起する一方、因果相互に作用して、商工業の一般的發達——其の資本制高度化——に伴ひ中小業界に運命的な諸缺陷を內在せしむるに至る。而して國力膨張期にあつては、之等の缺陷は尙甚しく事態を重大ならしめることなく、業界內部の自然陶汰作用に委してさしたる弊害をも生じなかつたのであるが、資本の集中が漸く昂まり產業亦國際的水準に近づくに從ひ、同時に又國際的水準へ到達せんとする努力と共に、人口の增加と國土の狹少とは勢外部への發展を要求するに至り、玆に列強との角逐を生じ

他面力は内訌さざるを得ない。

かくて中小商工業問題は漸く國家的に論ぜらるるに至り、大正六・七年の頃から萠した本問題が第一次世界戰爭終結後の事情よりして爾後に於ける時の政府は何れも其の對策に腐心することになつた。

第一次世界戰爭以後　曩の世界大戰は種々の事情により我國經濟界にはむしろ多大の好影響を齎したのであるが、戰爭の終結と共に事態は一變し、經濟的には主として尨大なる戰時產業設備と被動員人口との平和への復歸により各國に夫々困難な問題を續發せしめ、就中限られた消費力に對し當然生產過剩が豫想せられた。その際速かに之に對處する方策を樹立・實行すべきであつたのに、我國に於てはなほも戰後の好況を期待せる有樣で、偶々時の政府の積極政策が一時此の期待を肯定せしむる如き結果を生じたが——大正八年より九年三月へかけて空景氣出現——けれども大正九年三月に至りこの矛盾は遂に支へることが出來ず恐慌を招來したのである。

然るに相次ぐ支障——國內的には原首相の不慮の死以來內閣の更迭頻々たりし上に關東大震火災等のことあり、對外的には爲替相場の不安定と決濟資金の減少等の事情——に妨げられて荏苒施策の機を失し、經濟界內部の不安は刻々增大しつゝあつた所、昭和二年の議會に於て端なくもその事實が暴露せられて未曾有の金融恐慌發生し銀行の破綻するものが續出した。

昭和五年末に至り漸く金解禁が斷行せられ、惡性インフレーションと財界空虛の無際限な進行とは停止せられることとなり、財政緊縮・事業整理・產業合理化・消費節約等盛に行はれた。

世界的恐慌　昭和四年アメリカ合衆國に發端した恐慌は直に世界各地に波及し、既にして昭和六年ウイーンに金融恐慌爆發するや遂に產業機構の行詰りから全金融機關の閉塞を招くに至つた。かゝる窮境を打開する爲に屢々開かれた國際經濟會議も殆ど見るべき效果はなく、ドイツの負はされた賠償金と各國の對米戰債支拂の問題を中核とする列國の利害對立及アメリカ合衆國の覇權への策動とに加へて恐慌に累ひせられ、遂に英帝國さへがオツタワ會議によつてブロック經濟體制を確立し多年の傳統たる自由貿易を拋棄し且磅の金本位離脫を敢行するに及んで玆に自由主義の殿堂は其の一角を崩壞するに至つた。

玆に於て國民經濟上全く同一事情の下にあつた各國は之に對抗する必要上勢國家主義・國民主義に立籠ることとなり、通商政策の變改と產業合理化の進行とは貿易の萎縮と技術的（構成的）失業者の增大とを齎らし、不況は不況を呼んで暗憺たる情景を呈した。

社會不安　既述の如く我國に於ける戰後の施策は諸種の事情に妨げられ、戰後直に襲ふた恐慌は兎も角一應安定したが、昭和二年の金融恐慌以來不況は漸次瀰漫し世界恐慌の餘波も勿より免るるに由なく、多大の苦心の後斷行された金解禁も、先進諸國が既に產業合理化・コスト節減を徹底せしめた後なりし爲、解禁と共に圓爲替割高の故に貿易は激減し正貨準備は急速に減じ、物價の低落は率いて事業活動を萎縮せしめた。昭和五六年には引續き稀有の農業恐慌あり、金輸出再禁止に明けた昭和七年は物價の騰落不安定による經濟不安の中に農村並に中小商工業界を疲弊困憊に陷らしめ、戰後醞釀しつつあつた複雜な內外の諸事情——赤色思想の浸潤・浮華輕佻の風潮・議會政治の腐取無氣力・英米を盟主とする國々の日本壓迫・之に基く隣邦の排日侮日等——と相競合して容易ならざる社會不安にまで展開し來つた。相次ぐ不祥事件は五・一五事件をも生むに至り拔本的革新を加ふべき念慮が朝野を焦燥せしめた。

昭和六年秋勃發した滿洲事變もかかる事態の下に於ける必然的成行と言ふべく、本事變の本質に對する國民の認識

も追々浸透し行き、七年には國際聯盟離脱に關する詔書を拜し、やがて開かるべき一般軍縮會議の前途に關連して所謂「一九三五・六年の危機」が大に叫ばれ、玆に至つて民心の歸趨漸く統一に向はんとし國内諸般の準戰體制も徐々に進行した。此の間時局匡救の諸施設も實施せられ、一方合理化の行はれた各種企業の製品は低爲替を利して凡ゆる障害を突破、世界の到る所に進出し、國家財政々策の轉向と共に昭和七年末漸く財界好轉の兆を見るに至つた。蓋し不況克服の應急策として最も簡單に採られるのは通貨の切下と國家消費の增大とであるが、滿洲事變費と時局匡救費とは金再禁輸による圓安と共に當時の不況打開策として大に働いたわけである。

然しながら此の好況は所謂「時局産業」の部面に偏在し、しかも異常な勞働强行によつて齎されたものであつて、準戰經濟體制の整備と企業資本の集中とが進行するに伴ひ、農・工産品の價格差による農民の痛苦と及之を打開せんとする産業組合運動の進展・百貨店の發達・金融の梗塞等による中小商工業者の窮狀とは依然として解消せず、爲に社會の底流には尙苦惱停滯して內外の非常時態は愈々深刻なるを覺えしめた。思想匡正・議會淨化・農村救濟・中小商工業振興等に關し熱烈なる運動と凡百の施設が講ぜられたが、當時歐洲に興起し來つた獨・伊の思想の影響も尠くなく、昭和十一年には不祥にも二・二六事件が起る等事態は最惡と思はれる場面にまで立到つた。軍縮會議の決裂・北支事變の勃發等我國の直面した歷史的大事件の前に國內の動向は一般的に更に歸一に向つたが、中小商工業問題は未だ根本的な解決を見ざるままに經濟界をも無論含めて我國は一路戰時體制整備の段階に入つた。

東京信用保證協會は正に斯樣な社會的寡圍氣の中に生れ出でたのであつて、かかる事情を背景として當時中小商工業は如何なる狀態にあつたか特にその金融事情に付て更に概說することとする。

中小商工業窮迫の事情

一般的原因と對策　中小商工業の窮迫は一般に資本主義社會の進化過程に於ける不可避の犧牲と見らるること、從つて我國近代の經濟界に於ては恒に中小商工業問題を包藏せるものであることは前述せる所であるが、例へば內地又は外國に於ける同種事業が大規模化せられ若くは勞賃至廉の後進國に同種の事業が企圖發展する等によつて之と競爭することが不可能となり（支那・印度等に於ける燐寸・粗布等の輕工業）或は生活樣式若くは趣味・嗜好の變遷に伴ひ販路を失ふに至る（自動車と人力車、洋風建築と純和風家具什器との關係）等の事情は、之に對處すべき適策なく自然陶汰に委して轉業するの外はない。尤もそこに社會問題として救濟策を講ずる必要が起ることのあるのは言ふまでもない。

又一般的不景氣に基く場合、中小業者は資力薄弱・知識狹少等の爲に之に對處する方策を缺き假令方策ありとするも之を實施する便益を得ることが困難な爲に、大規模經營に比して打擊を蒙ることが甚しい。更に不況の累積により借金堆增、資金涸渴を來し爲に營業の運轉不能に陷るものが多い。既述の金融恐慌以來中小業者の資金難は愈々甚しく、昭和三年政府は預金部資金五千萬圓の低利融通を圖つて之を救濟せんとしたが徒らに舊債の辨濟に充てられるのみで遂に產業資金とはなり得ず結果不成績に終つた。之等の窮迫原因に對しては、後に農村に對し「農村負債整理組合法」による施設が講ぜられた樣に、何等かの方法により累積せる借金を整理しない限り其の窮狀の打開は困難——といふよりは不可能とせられる。

尙當時國內諸般の制度が中小業者に對して不利な事情も少くなかつた。即ち公租公課を始め運賃・電力料其の他の負擔に於て大規模經營若くは大口需要に對しては比較的輕く、中小業者は却つて割高の經費を要求せられるとか、大百貨店が地方稅を負擔せずして地方業者に對して謂はば不當競爭を行ふなどのこともあつて中小商工業者は愈々窮迫した。之等の缺陷は制度の新設・改善・運用によつて是正することが出來るので、今日までに相當匡正されたものが少くない。

固有の原因　中小商工業者自體に具存する本質的な缺陷から窮迫を來すのが大多數である。それは同業者の過多と資力の薄弱との二つに分けることが出來る。

第一表　(1)我國工業界に於ける中小工業の地位

	工場數			職工數			生產額		
	總數	中小工業	同上%	總數	中小工業	同上%	總數	中小工業	同上%
昭和六年末	六四、四三六	六一、五七三	九五・六	一、六六〇、三三二人	七九〇・四六五人	四七・一	五、一六三、三七六千円	二、一七三、〇八六千円	四二・一
〃七年末	六七、三一八	六四、四〇二	九五・七	一、七三三、五一一	八四〇・八五三	四八・五	五、九六九、〇六〇	二、四五八、八一〇	四一・二

備考　(1)使用職工百人未滿ノモノヲ中小工場トス、但シ化學工業ハ五十人未滿、瓦斯電氣工業ハ三十人未滿トス
(2)使用職工五人未滿ノモノハ含マス

尙本表ヲ昭和十二年及同十三年ノ數字ニ付中小ニ區分シテ示セハ次ノ如シ

		總數	%	小工場	%	中工場	%	大工場	%
昭和十二年	工場數	一〇六、〇〇五人	一〇〇・〇	九一、四五五	八六・三	一〇、七一八	一〇・一	三、八三二	三・六
	職工數	二、九三六、五一二	一〇〇・〇	八一二、六一七	二七・七	五一九、七九三	一七・七	六四〇、一〇二	五四・六
	生產額	一六、四一二百万円	一〇〇・〇	二、九一六	一七・七	二、五八七	一五・七	一〇、九〇八	六七・〇
同十三年	工場數	一一二、三三二	一〇〇・〇	九六、六四一	八六・二	一一、五〇二	一〇・三	四、一八九	三・七
	職工數	三、二一五、四二一	一〇〇・〇	八四一、二八九	二六・一	五五二、五四〇	一七・二	一、八二一、五九二	五六・七
	生產額	一九、六六七	一〇〇・〇	三、四三六	一七・五	三、一四九	一五・六	一三、一八二	六六・九

備考　生產額ニ於テ百萬圓以下切捨ノ爲數字ニ合致セサル點アリ

(2)東京市工場中職工五人未滿使用工場の地位（昭和七年末現在）

	工場數		職工數		年產額		一工場平均職工數	同上生產額
	實數	%	實數人	%	實數千円	%	人	円
總數	三五、六三〇	一〇〇・〇	二七一、七五六	一〇〇・〇	九一一、三七七	一〇〇・〇	七	二五、五七九
使用職工五人以上	九、六四一	二七・一	二二九、四六二	八四・四	八四八、一三九	九三・一	二三八	八七、九七二
同五人未滿	二五、九八九	七二・九	四二、二八九	一五・六	六三、二三七	六・九	二	二、四三三

(3)中小商業の數量的地位（森喜一氏調査ニヨル）

（イ）昭和五年國勢調査ニヨル商業人口

	總數人	%	業主人	%	單獨業主人	%	使用人人	%
商業的職業	三、二五五、二一五	一〇〇・〇	六九七、四七四	二一・四	一、一〇二、六七六	三三・九	一、四五五、〇六五	四四・七
金融保險業	六一、八四三	一〇〇・〇	四、八一〇	七・八	一二、八三四	二〇・七	四四、一九九	七一・五
接客業	一、一六一、〇四〇	一〇〇・〇	二五〇、七七二	二一・六	一二六、九七六	一〇・九	七八三、二九二	六七・五
計	四、四七八、〇九八	一〇〇・〇	九五三、〇五六	二一・三	一、二四二、四八六	二七・七	二、二八二、五五六	五一・〇

(1)總人口ニ對スル割合ハ七・六一%

(2)最多數ヲ占ムルハ物品販賣業ニシテ全人口ニ對スル割合五・一一%
右表ニヨル比率ヲ用ヒテ昭和十四年全國推定人口七二、八七五、八〇〇人中商業人口ヲ推定スレバ次表ノ如クナル

(ロ)●昭和十四年主要商業人口推定表

	數	使用人
總	五、五四六、〇〇〇人	
物品販賣業	三、七二三、〇〇〇	二、八二九、〇〇〇人
接客業	一、二八九、〇〇〇	一、六六五、〇〇〇
		八七〇、〇〇〇

(ハ) 店員ナキ店及店員三十人未滿ノ店ヲ中小商業トシ、大阪府ニ於ケル調査ノ結果ニヨル中小商業比率(%)

	店員ナキ店	五人未滿	五—一〇人	一〇—三〇人	三〇—五〇人	五〇人以上
物品販賣業	六〇・一	三三・四	四・五	一・六	〇・二	〇・一
理容業	三五・五	五九・三	四・九	〇・三	〇・〇	—

右ニヨレバ中小經營比率、物品販賣業 九九・六%、理容業一〇〇%ニシテ商業人口ノ大部分ガ零細經營ニ屬スルコトヲ知ル

中小商工業者の數が如何に多いかは次の數字が明示する。それは我國の經濟上、社會的・歷史的の條件によつて生れたのであつて自由主義資本主義制度の生成發展と農業の封建的停滯との間に醸し出された現象だと說かれてゐる。此の同業者の過多は業者間の無統制を齎し、無統制なるが故に競爭を誘致し、此の間或は問屋其の他に乘ぜられ或は自ら濫賣する等自殺的損失を蒙り、他面に於て大量仕入や分業による利益を享け得ず(小規模ながらも全工程・全手續を自ら行ふ爲に熟練化・機械化等の餘地なし)、要するに共喰ひ共倒れを必至とする狀態に置かれる。大企業の壓迫や中小業者に不利な諸制度と相俟つて立場は愈々困難である。之に對して、その數を整理し社會的經濟的に適正な程度に壓縮することが根本的に必要であるが、(之に關しては、其後支那事變の進展と共に資材統制の必要上、製造・加

增・販賣等の制限が强化せられて行つた爲、餘儀なく整理が行はるる傾向となり、十四年物動計畫の設定は此の傾向に拍車をかけ、價格統制と相俟つて中小商工業の將來を決定的に指向した。十五年十月政府は中小商工業の整理方針を示したが、時局の要請急なるに及んで十六年十二月遂に企業許可令の公布を見、次で十七年五月企業整備令が施行せらるることとなり、中小商工業の再編成は、目下本格的に進められつつある)。政府は取敢へず組合組織による統制の力を以て此の缺陷を匡救せんとした。商業組合・工業組合・貿易組合(當初は輸出組合のみ)等が之である。

次に資力の薄弱であるが、中小業者は元來自己資本が弱少である上に、その事及其の他の事由によつて金融機關の信用を受けることが少く、一方金融機關そのものの缺陷が手傳つて一層資金難を來してゐる。各種の事業がその社會に於て一般的に小資本を以て經營せられてゐる時代には資本の弱少は必ずしも斯業の盛衰に大きな影響を及ぼさないのであるが、一方に大資本による企業が起れば資力の薄弱なものは忽ち致命的窮狀に陷ることは言ふまでもない。仕入に時を失し、販路にストックが利かず、事業の能率化・機械化は不能であり、設備の改善・經營の向上は期し難く自然競爭場裡に落伍者たるを免れないのであつて、總じて現時の經濟機構・社會組織の下に於ては資力の薄弱といふことが中小商工業窮迫の最も根本的な又最も重大な原因をなしてゐることは爭はれない。從つて中小商工業の窮狀を打開しその振興を企圖する方策としては常に必ず金融の疎通といふことが重要な項目として取上げられてゐる。

しかも我國に於ける近代的な金融機關は、產業の發展・資本制の高度化と共に勢、大資本主義となり、殊に養の金融恐慌以來銀行の急激な集中が行はれ(地方普通銀行は概ね一府縣一銀行を目標として合同・吸收が進行してゐる。かくて昭和二年一千二百八十五行を算へた普通銀行は十二年末には三百七十七行となり約¾を減じてゐる)、其の營業方針も漸次大規模事業を對象とするに至つた爲、資力・信用の薄弱な中小業者はそれの利用から除外せられ、焦眉の金

融難を凌ぐ爲には已むなく無盡・金貸業者・問屋其の他の私的金融機關を利用することを餘儀なくせられて玆にその立場は愈々困難を加へた。

中小商工業者の金融難

中小金融問題の意味　從來多くは戰爭・天災・恐慌等によつて經濟界の不況・金融の梗塞を來した場合、經營基礎の薄弱な中小商工業の蒙る打擊が特に甚しい爲に之を救濟する意味に於て應急的な對策が講ぜられることが主たる問題となつたのであるが、本協會が設立せらるる當時には事情が著しく變化を來し、前記の如く金融資本の發展に基く中小金融機關の缺如乃至は其の資金の涸渇及從來中小商工業者への資金供給者として相當大きな役割を演じてゐた問屋卸商が中間機關を排除せんとする一般的傾向と世界恐慌後の不況とによつて甚しく凋落したことが、中小金融を一層困難ならしめ、他方に於て、生產手段の變革（電動機の發達により或種の事業は中小型體による經營を可能ならしめるに至つた）と四圍の情況（產業の高度機械化・各國の移民制限等による失業群の發生、各國に於けるアウタルキー政策や輸入制限等による大規模企業の發展限界の低位化等）に影響せられて、勞働强化によつて大規模企業と競爭し得る中小工業の發達を見るに至つた——昭和十年前後に於ける我國輸出貿易の驚異的發展は主として此の事情に基因する——。之が新に中小商工業の分野を擴大するに至り玆に中小金融問題が量と質との兩方面に重大性を來し、かくて從前の如き應急的措置を以てしては滿足な解決を得ることが不可能な問題と化した。

中小業者の借入金　別表に見る如く昭和七年末東京市に於ける全工業の借入金中その四一%八は中小工業のものであつて、比較的に觀て中小工業が借金に依存する度合が如何に大なるかが窺はれる。資本金に對する借入金の平均割合も大工業の八%六五に對し、小工業一四%中工業一四%一四に達し、之等の事實を借入金を有する工場のみに限定して計算するときは共の負債率は一層高いものとなる。

第二表　東京市に於ける中小工業の地位と其の借入金狀況　（昭和七年末現在、金額單位千圓）

	小工場			中工場			以上小計			大工場			總計
	實數	對總計	%	實數	對總計	%	實數	對總計	%	實數	對總計	%	
工場數	三六、〇四三	四三・七		四六、一八〇	五六・〇		八三、二二三	九九・七		二七四	〇・三		八三、四九七
資本金	一七、七三四	一・四		二九、一	二七八、五四三		三〇・五	八六三、一六九		六九・五	一、二四一、七二一		
借入金	二、四八四	一・九		三九・八	三三、三三		四一・八	七四、六三八		五八・三	一二八、一五九		

資本金一千圓未滿ヲ小工場、一千圓—五十萬圓ヲ中工場、五十萬圓以上ヲ大工場トス

かく負債率の高きことは、中小經營が如何に借入金の必要が大きいかを示すと共に、利子負擔の大なること、かかる負擔の存在が中小金融を阻碍してゐること、從つて經營が不利・困難となり之等の事情が纏綿して中小業者を窮迫せしめることを明にする。蓋し大規模組織に於ては株式拂込による自己資金の調達が容易なるに反し、中小業者は主として借入金に賴る外ないといふ事情があるからでもある。

次表に於て借入金を有する業者が小規模であるほど其の比率が小さいのは、一見上述せる所と矛盾する如くであるが、實際は資金借入の必要度が小さい爲ではなく、諸種の事情によつて小規模になればなるほど金融困難・借入不能

の事實を示すものと解すべきである。

第三表　東京市商工業中借入金所有者割合表

工業				商業			
規模別（資本金）	工場數	借入金所有工場	同上%	規模別（販賣高）	營業所數	借入金所有營業所	同上%
一千圓未滿	三七、一三三	四、九一四	一三・二	五千圓未滿	四七、二四四	一〇、三六一	二一・八
一萬圓未滿	四二、八三三	七、七二四	一三・五	一萬圓未滿	一三、一七六	三、七二七	三〇・六
十萬圓未滿	四、三四四	一、三三七	三二・四	三萬圓未滿	九、七三〇	三、一九五	三三・八
五十萬圓未滿	六六六	三六七	三二・一	五萬圓未滿	二、六八七	九九六	三七・一
五十萬圓以上	二八四	一四一	四九・六	五萬圓以上	四、三七三	一、四三五	三三・五
總數	八四、二七八	一四、六八三	一七・四	總數	七六、二三九	一九、七二四	二五・九

中小業者の融資機關　右の如き中小業者の借入金が如何なる機關によつて融通されてゐたかといふに、次表に見るが如く銀行・問屋卸商・金貸業・親戚知巳の四機關によるものが總借入額の八五%乃至九〇%餘に達し、その中銀行によるものは全體の三〇%內外に過ぎない。即ち金融機關に非ざる問屋卸商・親戚知巳に賴る所頗る大きいのは、一部舊來の取引關係又は習慣等によるものもあらうが、主たる理由は金融機關が相手にしない爲に已むを得ずそこに赴くのであつて、例へば問屋卸商による融通の如きは取引上にも不利な上に融資條件そのものが極めて不利なのを普通とするのであるから、金融機關の融通を受け得られるならば敢てかかる不利な融通を求めることをしないことは明である。

第四表　東京市中小商工業者借入先別借入金割合表

借入先	商業者	工業者
銀行	三三・八%	三一・八%
信託	一・〇	〇・四
倉庫	〇・一	〇・一
信用組合	六・三	五・四
工業組合	—	〇・五
問屋卸、原材料商	二三・四	一九・四
保險	二・四	二・五
無盡	四・五	四・五
質屋	〇・二	〇・三
個人金貸業	一四・八	九・九
其ノ他	一三・五	二五・二
計	一〇〇・〇	一〇〇・〇

備考
商業者ハ舊市域ノミ、昭和六年六月末現在
工業者ハ同七年十二月末現在
何レモ個人營業者ノミニ付調査
（個人營業者中ニハ大規模ノモノモアリ得ルガ舊市域商業者ノ九八%ハ資本金五萬圓以下ニシテ大體中小規模ヲ代表ズ

銀行の利用は中小業者全體から見れば相當大なる部分を占めるが、それは擔保力及信用のある中規模經營就中その上部に位する業者が取引し得るのみで、經營規模の小なるに從つてその可能性も縮まり親戚知巳に賴る外は個人金貸業の高利資金を借入れてゐる。（しかも問題は、銀行の融通を受け得た業者でさへ既に擔保は提供し盡して今後の借入が殆ど不可能となり從つてその經營が頗る窮迫せる狀態に陷つてゐるといふ點にある）

即ち次表に見る如く資本金一千圓未滿の極小經營に於ては借入額の四七%二は親戚知人等より一八%四は問屋卸商又は原材料商より夫々調達しこの二者で六六%を占める。之に高利貸からの融通一二%を合算すると借入額の實に七八%となり、此の階級の業者は銀行の如き金融機關から殆ど閉出されてゐる。

資本金一萬圓乃至十萬圓の中規模經營に於ては銀行の利用三五%二と上昇してゐるが其の他の三者計五七%に比し尚重要性少く、中規模の上位を占むる資本金十萬圓乃至五十萬圓のものに至つて、漸く銀行の融通額が五〇%に達する。但しそれとても大規模企業に比し融通條件は甚しく不利である上に融資限度も遙かに制限せられてゐる。

之等に對比し五十萬圓以上の大資本經營になると銀行によるものが四三%で却つて少くなつてゐるが、之は銀行によるよりも更に有利な社債の發行（表中其の他の部に入る）が可能であるからで、社債・銀行・信託等の近代的金融機關による調達率は九八%五に達してゐる。

尚無盡・質屋・信用組合・工業組合等本來的な庶民金融機關は、資本金一萬圓未滿までの小經營に最も多く利用せられ、中大の經營にとつては殆ど言ふに足りないのであるが、其の利用率の最も大きい一千圓以上一萬圓未滿のものにとつても之等の機關による借入金の合計は、總借入金の一七%（總計に於ては僅かに三%）に過ぎず、金額に於て全東京市工業に對して四百萬圓餘で、問屋卸商による融通額一千六百五十萬圓に比すれば殆に足りない貧弱さであつて、之等の機關が當時金融上に活動するところ如何に少かつたかが明である。

第五表　東京市工業者規模別機關別借入金表　（昭和七年末現在、單位千圓）

機關別	一千圓未滿		一萬圓未滿		十萬圓未滿		五十萬圓以上		計	
銀行	一三	五・〇%	二、〇四九	一七・九%	五、七三〇	三五・二%	四三、〇三〇	四三・〇%	五一、八五五	四〇・二%
信託	三	〇・一	三八	〇・三	七一	〇・四	四四七	一・九	一〇、一八六	七・九
倉庫	—	—	六	〇・〇	二〇	〇・一	六〇	〇・一	八六	〇・一
信用組合	一二三	四・五	九二九	八・一	五五七	三・四	二、三五三	一・八	三、六二二	二・八
工業組合	一七	〇・七	一〇九	一・〇	四九	〇・三	三〇三	〇・二	四七八	〇・四
問屋卸商	四五八	一八・四	二、三一三	二〇・三	三、二三七	一九・九	七、三三〇	五七・二	一二、八二八	九・九
保險	一〇三	四・一	三五七	三・一	二六八	一・六	三、〇三五	二三・七	四、三六三	三・三
無盡	一六五	六・六	八六〇	七・五	二九三	一・八	一、〇三五	八・〇	二、三五三	一・八
質屋	三三	一・四	四一	〇・四	九	〇・〇	一七	〇・一	一〇〇	〇・一
個人金貸業	二九七	一二・〇	一、三三四	一二・四	二、一三五	一三・三	一、九二三	一四・九	六、三九四	四・九
其ノ他	一、一七四	四七・二	三、三三三	二八・三	三、八八六	三三・三	一、〇三五	八・〇	一一、九二四	八・九
計	二、四八六	一〇〇・〇	一一、四七〇	一〇〇・〇	一七、二四	一〇〇・〇	七四、三五五	一〇〇・〇	一二八、三五五	一〇〇・〇

擔保の實狀　中小商工業者の資金借入に際し擔保の有無に付その狀況を全面的に明にする資料がないのは遺憾であるが、昭和五年東京市に於ける調査に對し三八九二名の回答中當該事項に付回答を與へられた一二三八件を分類した左表は、指標的にではあるが擔保と金融機關との狀況を一應察知せしめるものがある。

第六表　東京市に於ける中小商工業者金融の擔保有無別

機關別	擔保有無	利用口數			同上比率%		
		收益稅納者	營業稅納者	計	收益稅納者	營業稅納者	計
銀行	有	二〇一	八六	二八七	二二・一	一一・六	一七・四
	無	一〇五	三六	一四一	一四・五	四・八	八・六
	計	三〇六	一二二	四二八	三六・六	一六・四	二六・〇

信託	有	六	〇・七	一・六	一	〇・七	一・六	一一	〇・七
	無	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	六	〇・七	一・六	一	〇・七	一・六	一一	〇・七
信用組合	有	八四	一〇・二	二〇・四	一一	一四・〇	二八・四	一四一	一七・六
	無	三二	三・五	六・四	五	七・〇	一七・二	八四	九・八
	計	一一六	一二・七	二六・八	一六	二一・〇	四五・六	二二五	二七・四
問屋	有	一五三	一六・八	三五・二	一五	一八・二	三八・〇	一八九	二三・〇
	無	五	〇・六	〇・九	二	二・四	五・一	一一	一・三
	計	一五八	一七・四	三六・一	一七	二〇・六	四三・一	二〇〇	二四・三
質屋	有	二五	二・七	九・六	三	三・九	一一・四	三一	三・八
	無	二	一・三	二・七	一	一・三	四・五	二三	二・八
	計	二七	二・九	一〇・三	四	五・二	一五・九	二三一	二六・六
無盡	有	一	〇・一	一・四	一	一・四	五・一	一	一・四
	無	一三	一・四	五・六	一	一・四	五・一	一四	一・六
	計	一四	一・五	六・九	二	二・八	一〇・二	一五	一七・〇
保険	有	八	〇・八	三・五	一	一・三	四・八	一〇	一一・四
	無	一	〇・一	〇・四	—	—	—	一	〇・一
	計	九	〇・九	三・九	一	一・三	四・八	一一	一一・五
個人金貸業	有	四一	四・五	一七・六	二	二・〇	九・二	四三	四・九
	無	一七五	一八・二	七六・四	二五	二六・〇	一〇〇・〇	二〇〇	二〇・八
	計	二一六	二二・七	九四・〇	二七	二八・〇	一〇〇・〇	二四三	二五・九
その他	有	六	〇・六	二・六	一	一・二	五・一	九	一・〇
	無	一五	一・五	六・四	二	二・四	一〇・二	一七	一・八
	計	二一	二・二	九・〇	三	三・六	一五・三	二六	二・八
合計	有	三八九	四二・九	一六・八	二八二	三八・二	一〇〇・〇	六七一	四〇・八
	無	五一八	五七・一	二四・五	四五五	六一・八	一〇〇・〇	九七三	五九・二
	計	九〇七	一〇〇・〇	四一・五	七三七	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一、六四四	一〇〇・〇

前述せる如く中小商工業者は資金調達に銀行を利用すること少く、經營規模の小なるに從ひ其の利用は愈々減じ、それだけ銀行以外の機關を利用する實情にあるのは、中小商工業經營の基礎が元來人的要素にあり、物的擔保は之を有せざるか若くは擔保力が既に限度に達して居り、而して銀行其の他の近代的金融機關は原則として無擔保信用貸付を行はないからである。

表中收益稅（國稅）納付者には比較的中規模業者が多く營業稅（府稅）納付者には小規模業者が多いと見てよい。銀行からの借入は口數四二八、二六%を占めてゐるがその⅔は擔保付であり、しかも無擔保貸の中には貯蓄銀行の積金者又は預金者に對する貸付の如きものが含まれてゐるから、純然たる無擔保貸は一層低率となる。尙此の無擔保貸は比較的信用程度高く且相當の不動產及確實な保證人を有する中規模業者に限られてゐるので、かかる保證人を立得てない一般中小業者は擔保を要せずして借受けられる機關を利用せざるを得ないわけで、即ち金貸業者は二八%中二三%を、問屋は一八%中一七%餘を、親戚其の他は八%中七%を夫々無擔保で貸出してゐる。中規模程度の業者特に商業者の利用多き信用組合は相互組織による信用貸を本來の使命とするにも拘らず多くは擔保を徵してゐる。（一六四口中一一四口）信託・保險の如きは確實にして充分な擔保を要求し、且中小業者を相手にしてゐない。無盡は掛金等の用意が必要であり且急需に應じ難く加ふるに入札・當籤せる場合と雖擔保を要することが多い。（三一口中無擔保は僅かに三口）

以上全體を通覽するに有擔保四一%、無擔保五九%、小規模業者にありては無擔保六二%、中規模業者のそれは五七%となり、擔保を有せざるものが如何に不利を忍んで無擔保貸付を許容する機關に依存してゐるかが判明する。

金利の實狀　此の點に關しても資料として纔かに昭和六年六月末現在東京市商業調査書を利用し得るに止まるのであるが、今之に依つて舊市域に於ける個人營業者（法人を含まず）の借入金利率を各種機關別に表示すると左の如くである。

第七表　東京市に於ける中小商業者借入金利率表（昭和六年六月末現在、舊市域個人營業者ノミノ調査、數字ハ口數）

借入先	無利子	七分未滿	一割未滿	二割未滿	四割未滿	四割以上	計
銀行	—	三三	三、三四四	八〇五	一、六二	五五	四、六五八
信託	—	九	六六	二九	四	二	一一〇
倉庫	—	—	九	五	五	—	二六
信用組合	二三〇	九六	一、一八一	八二三	三三	一	二、二九七
問屋卸商	七、六八六	九六	一七三	一八五	三一	六	八、一七六
保險	—	七八七	一、六八〇	一七六	五二	一	二、六九六
無盡	—	八四	二七八	七二五	一、六〇一	一〇	二、六八八
質屋	三	二〇三	七	六九	七五九	四三	八八三
個人金貸業	—	四四五	四七七	四五七	一、五四〇	三一	五、三三
親戚知己等	二、七九九	二、一九九	七、八一九	六、八二一	四、九四六	三〇二	三二、五七二
計	二〇、四八五	二、一九九	三三、三四四	一六、八二一	一四、九四六	三〇二	八七、五七二

（右百分比表）

借入先	無利子	七分未滿	一割未滿	二割未滿	四割未滿	四割以上	計
銀行	—	一五・〇	三八・一	九・二	五・一	〇・一	一〇〇・〇
信託	—	八・二	八・五	二六・四	三・六	一・八	一〇〇・〇
倉庫	—	—	三四・六	四六・二	一九・二	—	一〇〇・〇
信用組合	一〇・九	一・二	三五・八	二・三	一・四	〇・一	一〇〇・〇
問屋卸商	九四・〇	一・二	二・一	三七・八	六・三	一・二	一〇〇・〇
同無利子控除	一九・六	一九・六	三四・二	四六・二	一九・二	〇・〇	一〇〇・〇
保險	二九・二	二九・二	三五・一	六二・三	一・九	〇・三	一〇〇・〇
無盡	三・一	三・一	一〇・三	二六・六	五五・六	〇・五	一〇〇・〇
質屋	〇・三	〇・三	〇・八	七・八	八六・一	三・八	一〇〇・〇
個人金貸業	三・八	三・八	九・〇	四六・〇	三七・四	〇・六	一〇〇・〇
親戚知己等	七・八	四八・八	一〇・四	二七・一	三・四	〇・六	一〇〇・〇
同無利子控除	一四・一	一四・一	三〇・三	三三・〇	一〇・三	一・一	一〇〇・〇
計	六・八	六・八	二四・二	三〇・九	一四・二	〇・九	一〇〇・〇
同無利子控除	一〇・〇	一〇・〇	三三・四	三〇・九	一三・四	一・四	一〇〇・〇

本表を觀る場合（一）各種機關は表面上の利子以外に手數料・調査料等を徵收し殊に金貸業者・無盡等に於てはかかる名目による收入が重要部分を占めてゐること。（二）同一利率であつても其の利息計算法が質屋・金貸業者等に於ては各種の利子重加方法が採られ、無盡の如きは一般人には到底不可知に類する利廻計算をなし居ること。（三）問屋・原料商・知人等よりの借入には無利子或は極めて低利のものも相當あるが、その裏面に於て借入者の受ける不利

の存すること等を考慮に入れる時は表中の利率は實際に於ては更に高率であることを忘れてはならない。(之等の點に關しては、爾來法制的並に自主的な改善が逐次加へられ、殊に無盡に於ては亂立狀態の整理が行はるると共に、無盡契約の簡約化が行はるる等、現代までに相當な改善がなされた)

表中の數字に就ては細說の煩を避ける。只表面上のみでも如何に高利であるかがわかる。中小業者が一般に高利の融通擾關を利用する外に途なく、又中小業者に對する貸付利率は凡ゆる機關に於て一般標準利率よりも少からず高率であつて、銀行でさへ中小業者に對しては、一割以上のものが相當あり、七割八割といふ高利のものさへ存在してゐた。而して中小業者に對する貸付金利は、規模の小なるに從ひ高率であることは前表中の銀行及金貸業に付業態別に示す右表によつて知ることが出來る。(一營業所當平均資本額、卸一萬九千三百圓、卸小賣一萬三千九百圓、小賣三千

第八表　東京市に於ける中小商業者業態別借入金利率表　(上欄口數、下欄百分比)

		一割未滿		二割未滿		四割未滿		七割未滿		七割以上		計	
		口	%	口	%	口	%	口	%	口	%	口	%
銀行	卸賣	九七三	八三・八	一六六	一四・三	二一	一・八	一	〇・〇	一	—	一、一六一	一〇〇・〇
	卸小賣	八九八	八〇・五	一七八	一三・九	三九	三・五	—	—	一	〇・〇	一、一一六	一〇〇・〇
	小賣	一、七九五	七六・〇	四六一	一九・五	一〇三	四・三	二	—	一	〇・〇	二、三六一	一〇〇・〇
	計	二、六六六	九九・〇	八〇五	一七・〇	一六二	三・五	二	〇・〇	二	〇・〇	四、六三八	一〇〇・〇
個人金貸業	卸賣	九六	一四・三	二三〇	三三・〇	一八〇	二八・八	一三	二・一	五	〇・〇	六三六	一〇〇・〇
	卸小賣	一二八	一三・九	四六	四八・七	三六	三・五	三	一・三			九一五	一〇〇・〇
	小賣	四六六	一三・三	一、六七〇	四八・二	一、〇四九	三九・五	一三	三・〇	三	〇・一	三、七八一	一〇〇・〇
	計	六八〇	一三・八	二、四三〇	四六・〇	一、九四〇	三七・四	一五七	三・〇	四五	〇・八	五、三三二	一〇〇・〇

百圓)尙前表十割以上の高利三十五口は悉く小賣業者に對する貸付であることも之を實證する。

因に第一次世界戰爭後の金融界に於ては、金利高が常に中心問題をなしてゐた。當時不況の最中に於て尙金利が高率を示したのは主として固定貸の滯留に因る。昭和二年の金融恐慌以來、銀行の整理と共に之等の固定貸は整理せられ、產業界不況により資金の需要も少く、從つて金利は低下の傾向にあつた。滿洲事變後インフレーション政策の浸潤と共に預金は增大し、殊に資本逃避防止法・爲替管理法等の實施は國內の蓄積を一層高め、政府に於てもインフレーション政策の實施と同時に、昭和七年積極的に金利引下誘導策に出たが、遊資は殆ど有價證券に投資せられて一般への貸出は尙伸びなかつた。

昭和十一年二・二六事件は、それまで彼是と論議せられてゐた我國經濟界の動向を一擧に決定するに至り、國防の强化・公債の增發は必至となり、同年政府による第二次金利引下策が聲明せられて金利は大幅に低下せらるるに至つた。然るに昭和十年頃より逼迫氣味であつた金融は、其の後の輸入激增(生產力擴充其の他の資材見越輸入)・事變の前途及公債引受の見透困難による信用膨張の警戒・計畫資金の需要旺盛・政府支拂の遲延等を原因として、政府が種々の手段を採つたにも拘らず依然として引締狀態を續けた。

かくて一般的に見れば金利は大に低下したに拘らず金利は梗塞し、中小商工業に於ては其の壓迫を蒙ること、時局柄特に甚しく、從つて此の方面に於ける金融難・金利高は依然解消するに至らなかつたわけと思はれる。

中小業者の困窮　以上の如く當時中小業者は資金の調達難に喘ぎ、辛うじて融通を受け得たりとするも同業者との相剋・大資本の壓迫・經營上の諸缺陷等によつて資金の效果が擧がらないのみか、舊債と借入金に對する前記の如き高利の負擔は到底正常なる經營者の堪え得る所でなく、折角資金を借入れて事業の好轉を策しても結局却つて一層窮

地に陷るのが常であつた。

金融機關の缺陷

銀行　中小金融に於て銀行の占める地位は相當重要であるが、現狀に於ては不動產・有價證券等確實な擔保を有する場合に限るのが普通であつて本來的な意味に於ての小口金融は極めて僅少であることを我々は見た。之等中小業者を主たる對象としてゐた中小銀行の消滅——政府の銀行合同政策が主原因——は右の傾向を更に激成した。かくて中小金融難が一層甚しくなつた爲一般の要望に應へるべく一二普通銀行に於て特に小口商工金融を扱ふものも出たが、其の貸付條件が業者の實狀に副はず又中小金融の非營利性のため銀行にとつても面白からず、多く結果が不成績であつた。例へば昭和五年日本貴夜銀行に於て取扱を開始した小口信用貸付の如きも、期間一ケ年、貸付限度有擔保二千圓無擔保一千圓、三名の保證人（內一名は同業者、一名は借主と同一町內居住者たること）を立つることを要する等他にも條件多く、之に適合する中小業者は極めて少數に止まる。昭和十年十月東京市刊行の「中小商工業者の金融問題」所揭同行富永支配人講演によれば當時六十一萬七千餘圓、六百五十六口の申込に對し、四十二萬五千餘圓、四百四十六口即ち約⅔は銀行を滿足せしめず融通を拒絕せられてゐる。同行に於ては其の後小口信用貸は殆ど中止の狀態になつたと言ふが、その事情は調査費用と手數とを要すること多く營業として到底引合はないのと貸倒れ——前記貸付高約二十萬圓に對し其の約1/20一萬圓——が多い結果だと言ふ。慥かに中小業者にとつては銀行を利用することが

最も有利であるに拘らず銀行業者が之を喜ばないのは、大口金融と同樣若くはそれ以上の手數と費用とを要する上に危險が遙かに多く全く、營業上引合はない爲であつて、眞に止むを得ない次第と申さねばならぬ。

特殊銀行中中小商工金融に關係の多いのは日本興業銀行である。大正十二年預金部資金供給の爲「臨時工業資金部」が設けられ、次で昭和三年「中小工業課」を特設して預金部低利資金と自行資金とを以て中小商工金融を扱ふことになつた。

同行昭和十年末中小商工業貸付現高在は約一千七百八十萬圓、四千二百六十二口、內最も利用の多いのは五百圓——一萬圓程度で就中一千圓——三千圓程度の貸付が全體の三〇%を占めてゐる。貸付に就ては五千圓以內に於て無擔保融通の途が開かれてゐるが、ここでも銀行の要求する樣な確實な保證人を得ることが中小業者にとつて困難である爲に、無擔保貸付開始以來昭和十年に至るまでに無擔保を以て貸出された金額は約百萬圓、三百口足らずの少額に止まつた。尙一般に調査其の他の爲に實際の借受までに長期日を要する上に手續も可成煩雜の感があると言はれてゐる。

銀行以外の營利金融機關　無盡・金貸業者・質屋・問屋若くは原材料商にあつては、銀行等に於ては到底引受けざる物品を擔保として、或は無擔保を以て極めて簡單に資金の融通を受けることが出來るが、其の融通高が甚しく少額に止まるものがあり、借入時期の不明なものと雖一般に甚しく高利であることは既述の通りであつて、問屋制金融の中には表面無利子の如く見ゆるものがあるが、事實は取引上に於て借主を壓迫し結局高利を得てゐるのが常である。

組合による相互組織の金融機關　信用組合（特に市街地信用組合）・工業組合・商業組合・輸出組合等の中、後の三者は當時尙發達を見ず、（其の發展は支那事變以後に屬する）金融上の活動に至つては多く述ぶる要がなく、又一般信

用組合は主として農林漁業者の利用する所であるから、結局市街地信用組合が相互組織の中小商工金融機關を代表する。

昭和九年六月末現在調査組合數二百六十四に就き、その利用狀態を見るに、其の利用者即ち組合員は商業者約五〇%、工業者約一五%、合計六五%は中小商工業者である。其の金融狀況を概觀するに貸付は本來營利本位でなく相互主義によつて低利の對人信用貸を目標とする立前であるのに、實際は無擔保融通は甚だ困難であつて、前記調査に依れば貸出金現在高一億五千八百萬圓中有擔保貸は一億二百萬圓を占め、その擔保中土地・建物・有價證券によるものが約八〇%となつて居り即ち擔保物件に對しても頗る嚴重である。のみならず資金運用の困難から組合員が低利で預入れた組合資金を相當高利で貸付けてゐる。

今產業組合中央金庫調査の昭和十年上期末現在全國市街地信用組合、平均各種金利を示せば次の如くである。

第九表　全國市街地信用組合平均各種金利表（昭和十年上期末現在）

	最高	最低	普通
貯金	一、三一（銭）	〇、五五（銭）	〇、九五（銭）（三、四六）（分）
借入金	一、五四	一、一七	一、三五（四、九二）
貸出金	二、七二	一、七九	二、三五（八、五七）
預ケ金	一、一九	〇、五〇	〇、八九（三、二四）

右に依れば貸出金利のみが著しく高率であつて八%五七、之に手數料其の他を加算して一〇%以上が普通であり、當時東京府下に於ては日步三錢、手數料其の他を加へて四錢、年利約一五%になると言ふ。

中小金融の困難性と其の打開

以上述べた如く中小の企業に於ては、それ自體に金融を阻碍する幾多の缺陷を包藏してゐる上に、金融機關の側にも不備其の他の事情がある爲、一層その困難を加へてゐる。

元來中小の經營は其の基礎を資本・設備等の物的要素に置かず、殆ど經營主その人に係つてゐるのみならず、その事業上の收支が經營者の個人的乃至家庭的の私經濟と混交せる場合が多く、從つて同業者の夥多・經營狀況の不明瞭といふ事情も加へて、經營主及事業に對する信用調査が極めて困難であり、殊に中小經營が甚しく安定を缺く事情に顧みるとき、金融機關の利用が極度に制限せられることも寔に已むを得ないと言はねばならぬ。蓋し金融機關も亦一の營利事業であり、殊に近代的のそれは、その資金が多數國民の蓄積から成つて居る爲著るしく公共性を帶び、勢資金の安全と確實とを保持することを、業務執行上の指標とせざるを得ない事情があるからである。（尙事變以來、生產力擴充と公債消化が資金統制の眼目となつたことは周知の通であり、之が一般中小金融に及ぼす影響に就ては玆に述べない）

資料が少し古いが、中小企業中代表的な小賣業者に就て示される次の調査によつて、小賣業者激增の狀を明にすると共に、其の基礎が不安定で新陳代謝が激しく、沒落率の大なる丈け金融上の危險も如何に大きいかを知ることが出來る。

第十表　東京府下五郡五十四ケ町村に於ける小賣業者の開・廢業狀況表（東京府社會課調査）

	現在數	開業者數	廢業者數
大正十四年	二九、六一五人	一六、五三九人	四、七一〇人
〃 十五年	三八、四三〇	一六、五二二	五、八三一
昭和二年	五一、〇六三	一八、四六四	七、七六七
〃 三年	五九、八二三	一六、五二七	八、三六一
〃 四年	六六、一〇五	一四、六四二	八、八六七
〃 五年	七三、六九三	一六、四五四	一〇、三七八

然るに中小商工業は言ふまでもなく我國民經濟上不可缺の存在であり、社會的にも重大な意義を有してゐるのであるから、その適正なる維持育成を忽諸に付すべからざることは論がない。殊に（イ）本質上中小經營に依らねばなし難い事業、（ロ）大企業によるよりも却つて——あらゆる立場から見て——有利な事業、（ハ）將來大企業に移行する運命にあるが、各種の條件上當分中小經營による外なき事業、（ニ）大經營と並んで充分存立し得る事業、即ち經濟上當然沒落が豫想せられ若は早晩陶汰せらるべき運命にある事業を除く中小型態の商工業であつて、社會上有用とせられるるものに對し、その必要とする金融は何としても疏通せしめねばならぬ。組合制度により統制力を强化して中小事業そのものの安定を期すること、各業者を指導して經營の改善を圖らしめること、既存の各融機關の缺陷を出來るだけ是正して中小金融の便を計ること等は頗る有力な方法であつて、從來官民共に之等の方策を實現することに努力し依つて相當の成果を收め來つたことは周知の通りである。

しかし乍ら中小金融の本質と、現在の經濟原則との間には、既設の手段を以てしては塡め難い溝が尙殘る故に、學者・實際家の間には、中小企業を整備强化して根本的にその安定を確保するの策を樹立實行すると共に

（イ）營利を原則とせざる特殊な中小金融專門機關の設置

（ロ）中小事業の受信能力を增强する爲、公的性質を有する補助金融機關の設置

其の他の方策が唱導せらるるに至つた。而して（ロ）の受信能力の增强に付ては

(1) 公營若は關係者の共同經營による中小商工業者の信用調査機關の設置

(2) 對人信用認定方式の確立

(3) 仕上信用制や賣掛金割引制の實施

(4) 動產抵當權の設定其の他所有資產の擔保化による擔保力の增大

等が論ぜられ、今日に至るまでに之等の項目中の一部は實行せられるに至つたが、國情若は傳統・舊慣等によつて實施困難のものが少くない。

前記の施設と並んで中小金融難打開上最も有效とされるのは金融機關の貸出危險を輕減する諸策であつて之を廣く金融保證制度といふことが出來る。國家若は公共團體による各種の金融損失補償制度は或程度實施せられてゐるが、中には手續の煩鎖と補償限度の低率とが難とされるものもある。共同組織による金融保險事業に付ては債權保險會社や債務保險會社の設立案が屢々世上に傳へられたが未だ具體化したものはない。

本協會は、正に最後に述べた所の、中小金融難打開の上に最も有效な制度として、金融上の危險を全部的に補償する機能を有つ機關として設立せられたものであつて、我國に於ける最も重要な問題の一である中小商工業問題の根元的要因をなす金融難を合理的に解決して、その健全なる發達に寄與せんとして生れ、事實今日までになし來つた功績は後に記す如く決して尠少でない。

設立當時の事業計畫書には、本協會設立の趣旨を次の如く揭記してゐる。

「中小商工業ノ振興ニ付テハ種々ノ方策アルヘシト雖モ其ノ金融疏通ノ途ヲ企圖スルハ最モ緊要ナルヲ認ム而シテ現在ノ金融難ハ物的信用ノ偏重ニ基因スルヲ以テ之カ梗塞打開ノ爲ニハ對人信用ヲ主トスル有力ナル機關ヲ設クルノ外途ナシトス

曩年來東京府市ニ於テハ損失補償制度ニヨル中小商工業資金ノ融通ヲ實施シ來レルカ今日ノ實情ヨリ見ルトキハ猶慊ヲサルノ憾ナシトセス依テ玆ニ本協會ヲ設立シ全額補償ノ方法ニヨリ廣ク金融機關ヲシテ對人信用貸付ノ新天地ヲ開拓セシメ現下極端ニ梗塞セル中小商工業ノ金融難打開ニ當ラシメ業者一般ノ振興ニ寄與セントスルナリ」

本協會設立の經過

調査會　上來述べ來りし如き我國內外の情勢・國內經濟事情の下にあつて、中小商工業者は一般に甚しい不況の中に前途の見透しさへ容易でなく、逼迫せる金融は益々梗塞を告げる狀態であつたので、その改善打開要望の叫は愈々熾烈なものがあつた。よつて東京市に於ては曩に臨時中小商工業振興調査會を設け中小商工業の振興に關し各般の調査研究を行ひつつあつたが、其の金融部門の委員會に於て中小金融難打開策に付鋭意攻究の結果、この金融難は主として物的信用偏重に基因するが故に、之を打開する爲には對人信用を主とする有力なる金融機關を設置する外に途なしとの結論に達し、昭和十一年十二月二十一日開催の總會に於て右趣旨の答申案が可決せられ翌十二年一月六日東京市長に宛てて答申せられた。

本答申書には、中小商工金融を圓滑ならしめるには對人信用を擴大することの必要を强調し、其の具體化には信用保證事業の創始を以て最も策の得たるものとし、東京信用保證協會設立に關する案が附記されてゐた。

設立準備委員會　關係當局に於ては右の答申書に基き愼重檢討の結果、信用保證協會の設立が當時の中小商工金融上緊要且適切であると認め、又それが劃期的な施設であるに鑑み、東京府・東京市が協同して之を設立することに意見一致し、同年一月二十七日府・市共同の設立準備委員會を設け信用保證協會設立に關する具體案を練つた。やがて案成るや東京市にありては「東京信用保證協會加入ニ關スル件」並に「東京信用保證協會ニ對スル損失補償ニ關スル件」を市會に提案し同年二月二十二日に、又東京府にありては府參事會に對し「豫算外府ノ負擔トナルヘキ契約ニ關スル件」を付議し同じく三月十九日に夫々議決せられ、玆に本協會設立の基礎が先づ成立するに至つた。

之等の決議を次に揭記する。

東京市會決議事項（昭和十二年二月二十二日議決）

第百四十二號

東京信用保證協會加入ニ關スル件

本市ハ社團法人東京信用保證協會ニ加入シ同協會ニ對シ基金トシテ百口分醵金スルモノトス

記

一、醵出金額　金壹萬圓也

（參照）信用保證協會要綱添付

昭和十二年二月十九日提出

第百四十三號（昭和十二年二月二十二日議決）

東京信用保證協會ニ對スル損失補償ニ關スル件

本市ハ社團法人東京信用保證協會設立後五年間ニ於テ中小商工業資金融通ニ關シ爲シタル保證ニ付金貳百五拾萬圓ヲ限度トシテ其ノ損失ヲ補償スルモノトス

但シ協會トノ契約高其ノ他ニ付テハ別ニ市長之ヲ定ム

【說　明】

本市ハ市內中小商工業者ノ金融困難ナル現況ニ鑑ミ對人信用金融ノ便宜ヲ與フルヲ適當ト認メ東京府ト協同シ社團法人東京信用保證協會ヲ設立シ之カ運營ニ當ラシムル爲本案ヲ提出ス

昭和十二年二月十九日提出

東京市長　牛塚虎太郎

東京府參事會決議

三月二十日判決　　三月十九日答議可決

豫算外府ノ負擔トナルベキ契約ニ關スル件

一、本府ハ社團法人東京信用保證協會ニ對シ設立後五年間ニ於テ中小商工業資金融通ニ關シ爲シタル保證ニ付金貳百五拾萬圓ヲ限度トシテ其ノ損失補償ニ任スルモノトス

二、協會トノ契約其ノ他ニ付テハ知事之ヲ定ムルモノトス

昭和十二年三月　　日提出

東京府知事　館　哲二

創立總會と設立許可　その後設立に關する準備が逐次進められ、同年五月二十四日午後五時丸ノ內東京會館（現在の大東亞會館）に於て創立總會を開き、東京府・市當局の外多數來賓臨席の下に、會員となるべき者百五十六名の出席を以て本協會設立の件は滿場一致可決せられ、定款の承認・理事・監事の選擧、知事及市長推薦による理事・監事の指名紹介等豫定の議事を悉く了した。よつて書類を整へ同年六月十六日付設立者代表東京府知事館哲二、東京市長代理助役大久保留次郎兩氏の名義を以て商工大臣宛設立許可申請書を提出した處、七月二十八日付を以て認可の指令あり、此の日を以て本協會は正式に設立を見るに至つた。東京區裁判所に對する設立登記も八月三十一日完了した。

業務の開始　協會設立の許可指令せられると共に、八月一日事務所を芝區田村町四丁目一番地元東京市產業局內に設けて諸般の事務を取扱ひ、同時に內部職員の陣容を整備する等着々事業開始の準備を進めてゐたが、愈々萬端の手續も完了したので、九月二日披露を行ひ、茲に我國最初の事業は一般社會と府下中小商工業者の多大の期待と輿望とを荷ふて本協會によつて開始せられるに至つた。

組織の大綱

本協會の事業・組織・運營等は別揭の定款並に業務規程に定められてゐる所であるが、先づ組織に就て略述するこ

ととする。

（一）名　稱　本協會の行ふ事業は我國に於て前例なく、かゝる事業又は事業者に關し準據すべき特別法も存しない爲、民法の規定により、社團法人として設立せられた。

今後本協會と同種の事業を行ふ者が相當數存在するに至れば、本事業の性質に鑑み、恐らく之に適應する特別の法令が設けられることと思はれる。

因に現在本協會の外に、同樣の組織は京都府（昭和十三年八月設立）と大阪市（本年九月一日業務開始）にあるだけである。

（二）事務所　設立當初前述の通芝區田村町四ノ一に設けられたが、其の後移轉の必要が起り各方面を物色した結果、昭和十三年八月（元、金原銀行芝支店であつた）。現在の建物を買取つて之に移つた。

（三）會　員　東京府・東京市・東京商工會議所を中心とし、府内に本支店又は事務所を有する銀行・信託會社・無盡會社・信用組合・商業組合・工業組合・輸出組合を會員として成立したが、其の後、本協會設立直前勃發した支那事變の進展に伴ひ各種法令の制定又は改廢が行はれ、且本協會に於ても時局に即應して事業を擴大する必要を認めたので、定款を變更して輸出組合を貿易組合に改めた外、自動車運送事業組合・漁業協同組合及庶民金庫も會員として加入し得ることとした。

會員たる要件として業務規程に次の二項を揭げてゐる。

(1)事業の經營適正にして基礎鞏固なること

(2)繼續して中小産業者（又は給料生活者）に對し金融をなし又は其の計畫を有すること

第二號中（　）内は後に事業の擴張に伴つて追加せられたものである。

設立當時の會員數は百五十六名であつたが、本年七月末現在は二百二十二名である。

（四）出　資　本協會の出資は一口金百圓とし、會員は入會と同時に一口以上出資せねばならぬ。その口數の決定に付ては確定した標準は設けてをらぬが、會員の資産・活動範圍・所屬組合員數其の他の狀況に照らし適當に協議せられる。設立當時と現在に於ける出資狀況は別表の通である。

尙出資金は全て本協會の基金として管理してゐる。

會員並出資狀況表

會員種別	設立當時（昭和十二年八月） 會員數	出資口數	出資金 出資總額	內譯 拂込濟	內譯 未拂込	現在（昭和十七年七月） 會員數	出資口數	出資金 出資總額	內譯 拂込濟	內譯 未拂込
			円	円	円			円	円	円
東京府	一	一〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	—	一	一〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	—
東京市	一	一〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	—	一	一〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	—
東京商工會議所	一	三〇	三、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇	一	三〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	—
銀　行	三〇	九九五	九九、五〇〇	九九、五〇〇	—	一、〇一六	一、〇一六	一〇一、六〇〇	一〇一、六〇〇	—
信用組合	六三	五四一	五四、一〇〇	二七、七六〇	二六、三四〇	七三五	七三五	七三、五〇〇	七三、五〇〇	—
商業組合	四二	一三八	一三、八〇〇	五、七二〇	八、〇八〇	一八〇	一八〇	一八、〇〇〇	一七、四〇〇	六〇〇
工業組合	三〇	八二	八、二〇〇	三、二七〇	四、九三〇	一〇七	一〇七	一〇、七〇〇	一〇、五六〇	一四〇
貿易組合	二	一〇	一、〇〇〇	四〇〇	六〇〇	三	三〇	三、〇〇〇	二、〇〇〇	一、〇〇〇

無盡會社	八	七五	七、三五〇	三、七五〇
小計	一五六	三、〇七一	三〇七、一〇〇	一五五、一七〇
脫退	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

	三四			
	九	六五	六、三五〇	六、三五〇
	二三三	二、三五三	二三三、八六〇	二三二、九二〇
	一九	九七	九、三五〇	九、三五〇
	二五一	二、四五〇	二四三、八五〇	二四三、四一〇

(五) 役員　理事の定員は當初より十名であつたが、本年七月二十九日定款變更認可によつて一名を增加して十一名となり、監事は三名である。理事長・副理事長・專務理事各一名を含めて、理事定員中八名（定款變更前は七名）と監事中二名は東京府知事及東京市長の推薦に依ることになつてゐるが、之は本協會設立の經緯が既に前述の如くであり、共の後の存立に付ても府・市と特別の關係があり、事業の公共性と經濟的・社會的重要性とに鑑み、府・市の責任が極めて重大な所から來てゐる。

尙本協會には別に重要事項に付意見を徵する爲、顧問及評議員が置かれてゐる。

設立以來之等の職に就いた者の氏名は別項記載の通である。

(六) 會議　定時總會は每年五月開催することになつて居り、今日までに既に五回（此の外に創立總會と臨時總會各一回）開かれたが、議事は每回極めて圓滑に終了してゐる。總會に於ける會員の表決權が出資額に拘らず凡て平等とされてゐるのは勿より民法の規定によるのであるが、本協會の性質上からも當然であらう。

理事會は必要の都度開催せられ、設立以來五年間に三十六回を算へてゐる。

(七) 經費　本協會の經費は(イ)基金より生ずる利子、(ロ)信用保證料（昭和十六年十月末日迄に保證契約を結んだものに付ては、この外に債權保全料）(ハ)補助金・寄附金其の他の收入を以て支辨することに定められてゐる。

(イ) 基金は前述の通り會員の出資金から成つたものであるが、其の額は必ずしも多くないのみならず事業執行上代位辨償金に立替流用しなければならぬ場合が多いので、これの利子は協會經費の極く一部に充當し得るに過ぎない。協會の基礎を堅實にし府・市の負擔をある限度に止める爲、機を得て相當額の基金造成を計ることが適當と思はれる。

(ロ) 信用保證料（及債權保全料）　本協會は、信用保證をした被保證者から信用保證料を徵收し、同時にその貸出機關から同率の債權保全料を徵收することになつて居り、之が唯一の事業收入であり、本協會の經費は大部分之によつて支辨するのが本旨であつた。然るに之等の徵收率は保證金額に對し僅かに年一分以內といふ低率であり、殊に昭和十六年十一月以降の分に就ては、種々の點を考慮し當事者の負擔を一層輕減する目的を以て債權保全料の徵收を全廢した爲に、此の項目の收入は半減するに至つた。言ふまでもなく本收入は事業分量に伴つて增減する性質のものであるが、現在に於ては前記の本旨を滿すことを許されぬ狀態にある。蓋し徵收金の低率は本協會の性質上必然であり、健全な事業の發達を目標とする以上無暗な保證は勿より愼まねばならず、從つて事業分量の上にも自らある限度が生れるからである。若し保證業務を相當な撰擇を行ふことなく申込のままに行ふに於ては、之による收入の增加は優に本協會の全經費を支辨し得るものを見込み得るが、かくては一方に於て避け得べき危險を負擔せねばならぬ場合が當然起るのみならず、他方關係の事業を却つて危殆に陷れる虞も多分に存するのである。事實本協會が事業執行上最も多量に要する事務は調査事務であり、又保證に伴ふ事業經營の指導を業務の一としてゐる所以である。

(ハ) 補助金・寄附金其の他の收入　本項目による收入中主なるものは補助金であつて、東京府及東京市は本協會の事務費に對し每年度各々五千圓宛補助し來つたが、事業の擴大と經理の實績とに鑑み、昭和十六年度からは各

々倍額の一萬圓を支給された。別に東京商工會議所から昭和十七年度に一千圓の補助金を交付されてゐる。

（八）存立期間　本協會には別段存立期間が設けられて居らぬ。只本項とは別個の問題であるが、後に述ぶる府・市との間に結んだ補償契約に於て補償期間を設立後五ケ年と定められた關係上、右期間經過後府・市に於て補償を打切るに於ては、他より補償を受くる途が開かれるか若は基金の增大等によつて經費支辨の能力を自ら保有するに至らぬ限り、本協會は事實上事業を打切る外はない。然し乍ら本事業を必要・有効とする客觀的事情が存在し且府・市の財政が補償を許す狀態にある限り、或は本協會以上に有力な施設が他に行はれ爲に本協會の存在を不要とするに至る等のことがない限り、本協會は濫りに事業を廢すべきでない。前記契約中の期間も元々之を以て第一期事業期間と豫定されたものであつて、本年七月二十八日その期間滿了に先立ち之を十ケ年に改められた。今後に於ても協會が存立し、且事情の變化を見ない限りこの契約による期間は更改延長されてゆくであらう。

目的及事業

（一）目　的　本協會の目的に就ては前に記した設立の趣旨に明である。設立當時の定款には「中小商工業者ノ信用向上ニ力メ金融上ノ便宜ヲ圖リ產業ノ發達ヲ助成スルヲ以テ目的トス」とあつて、事業の對象は專ら中小商工業者に限られてゐた。中小商工金融難打開の一方策として設立せられたその動機からするも當然のことである。然るに本施設の性質上必ずしも之を商工業者に限らねばならぬ理由がないのみならず、時勢の推移と關係方面の要望に應へて進んで同じ事情の下にある農林漁家及給料生活者に擴大することが、本協會事業の性質上適當であるとして昭和十六年十月七日主管兩大臣の認可を得て定款の變更を行ひ、目的事項を擴大して汎く中小產業者の信用向上と給料生活者の生活安定に資することとなり、事業の範圍も之に伴ふて增大せらるるに至つた。

（二）信用保證　前記の目的を達する爲に行ふ本協會の事業中、其の根幹をなすものは言ふまでもなく名稱の示す如く信用保證業務である。

（イ）融資機關　本協會の會員たる金融機關から資金の借入をなす場合、無擔保・無保證人でも融通を受け得るやう借主の信用を保證する。當初は會員たる金融機關を通じて其の申込をなすことに限定してゐたが、昭和十六年八月業務規程の改正を行ひ、從前通り金融機關を通じての申込を受付ける外、本協會へ直接申込みたるものに付ては一應審査の上適當と認めた場合に之を申込人の希望する若は申込人の最寄所在の金融機關へ依頼し、其の承諾を得て保證する途を開き利用者に對し一層の便益を計ることとし、十一月一日から實施した。

（ロ）被保證者の要件　中小產業と給料生活者であることは前記の通りであるが、兩者共に東京府內に住所を有することを要する外、前者にあつては東京府內同一の場所に於て同一の營業を引續き一年以上經營してゐること、後者にあつては同一勤務先に引續き二年以上勤務してゐることを要する。之は事業又は勤務の永續性と固定性とを最小限度に求めたもので、要件としては頗る寬大といはねばならぬ。その上實際の取扱に於ては同一の場所といひ同一營業といふも事情により可成りゆとりのある解釋を下してゐる。尙時局の要請に基き、中小產業者にして經濟統制の爲餘儀なく事業を轉換し又は轉換せんとする者に對して保證を行ふ場合には上述の條件は轉換前の狀態に付適用されるわけである。

（ハ）資金の用途　信用の保證をなす資金の用途は、中小產業者にあつては原料・材料若は商品の仕入、賃金の支拂等に要する運轉資金に限られてゐたが、其の後時局の影響により轉業を餘儀なくせらるる業者の場合等をも考慮して之を設備資金にも及ぼすこととした。最初は輕易なるものに限定してゐたが（昭十三年六月十六日認可、即日施行）、次でこの制限をも撤廢した。（十六年十月七日認可、十一月一日施行）

給料生活者にあつては醫療費・出產費・冠婚葬祭費及教育費であつて所謂不時の支出、一時的出費に對し金融上の便を計ることになつてゐる。以上の外に、特別の事由ありと認める時は、高利債借換の爲に要する資金に付て保證することが出來る。

（ニ）借入金の辨濟期限　本協會の保證を得て借入れる資金の辨濟期限は當初一年以內と定められてゐた。用途が純然たる運轉資金に限られてゐたから貸主借主雙方の爲にも之が便宜であつたのである。但し特別の事由ある場合には三年まで延長することが出來た。其の後資金の用途が擴大せられ、保證額も增大せられる等の事情により、辨濟期限も二年以內に改められ尙特別の事由ある場合には五年以內とすることが出來ることになつた。

給料生活者の分にあつては辨濟期限は一年以內で特別の事情ある場合には二年以內とすることが出來ることになつてゐる。

（ホ）一人當保證額　利用者一人に對する保證額は、當初中小業者に對し三千圓以內とし、特別の事由ありと認めるときは五千圓まで保證し得ることになつてゐたが、其の後支那事變の進展・大東亞戰爭の勃發に伴ふ社會的・經濟的事情の推移に鑑み增額の必要を認め、引續き定款の變更を行ひ、十六年十月七日付認可によつて前記金額を夫々五千圓と八千圓とに、十七年七月二十九日付認可によつて更に一躍之を八千圓と壹萬五千圓とに改めた。物價の騰貴は暫く之を論外とするも、統制經濟の進行は各業界の整備を齎らし、業者の數は漸次減少する一方殘存業者の所要資金は、現金取引の盛行と共に增大の勢を示し、之を日本興業銀行取扱の小口商工金融の實績に照らすも、本年三月末現在貸出殘高は、口數に於て前年同月比二割減、金額に於て一割五分强の減少を示し、即ち一口當平均貸付額は前年同期一萬七百餘圓に對し一萬五千五百餘圓となつて居り、此の方面の資金需要の實情を知ることが出來るのであつて、此の改正增額が關係方面の要望に應へる所頗る大であらう。

（ヘ）貸付利率　本協會設立の動機と趣旨とに本づき、融資の利率を出來得る限り低くすることは當然であり、むしろ本協會の使命の一でもある。從つて本協會の保證による貸付金の利率は當初年八分を超ゆることを認めなかつた。但し特別の事由ある場合、金融機關の申請を審査して之を超ゆる利率を認め得ることになつてゐたが、勿論前記の制限を甚しく超ゆるが如き實例は皆無である。其の後低金利政策の浸透によつて一般に金利の低下を見たので、本協會に於ても之を七分に引下げ、特別の事由なき限り之を超ゆることを認めないことになつて居る。恐らく將來更に低下することが豫想せられ又希望せられる。

（ト）信用保證料と債權保全料　之等に就ては既に本協會組織の大綱中經費の項に於て述べたから玆には之を省略する。債權保全料は十六年十一月以降之を全廢、徵收しないこととなり、信用保證料も保證金額に付年一分の低率であることは既述の通りである。

（チ）取扱手續　本協會の保證を受けるに付ては一定の手續を要すること勿論であるが、それは極めて簡易であつて、所定の樣式に從ひ一二の書類を調へれば足り特に借主に對しては可成手數を煩さない樣にしてゐる。即ち金融機關を通じて申込む場合には(1)金融機關に對する信用保證附借入申込書並事情申告書と本協會に對する信用

保證願書とを共に當該金融機關へ提出すればよく、此の場合借入資金の用途が高利債借替の爲であれば之を證明する書類、轉業に要する資金であれば轉換事業に付ての計畫書を添付することを要する丈けである。(2)此の申込を受けた金融機關は信用保證申込書と信用調査書を作成し、之に前記の願書（證明書又は計畫書）を添付して本協會へ送付する。(3)協會では直に審査し必要ある場合には實地調査の上、その結果に依つて信用保證承諾書又はその拒絶書を金融機關へ送付するのである。又

直接本協會へ申込む場合には(1)信用保證願書及事情申告書（高利債借替資金に付てはその證明書、轉業資金に付てはその事業計畫書を添付）を提出すれば足る。(2)本協會は直に之を審査し適當と認むる時は信用保證附貸付依頼書を申込人の希望する若はその最寄の金融機關へ送付する。(3)金融機關に於て貸付決定の上は信用保證附貸付承諾書を本協會に送付し、本協會は之に對し折返し信用保證書を送付するのである。

而して之等の手續は何れも遲滯なく進行せしめる方針で、特殊な事情に妨げられない限り普通平均一週間以內を以て終了してゐる。

（リ）債權の保全　本協會の保證によつて貸付を行ふた金融機關は、毎月の辨濟狀況其の他必要な事項を本協會に報告する外、常に債權保全上必要な注意をなし、債務の履行を困難とする事實を知り又は豫見したときは直に本協會へ通知することになつてゐる。尙必要と認むる場合には本協會自ら被保證人に對し、其の業務及財産の狀況に付說明を求め若は其の書類・帳簿の閱覽を求め又は擔保を供せしむることが出來る。之等は何れも債權者又は保證人として當然の措置であつて、本協會の事業の一に「信用ノ保證ヲナシタル中小產業者ニ對シテハ其ノ債務繼續期間中事業經營ノ指導ヲナスコト」とあるのは勿より中小產業の健全な發達に寄與せんとする本協會の目的達成の一方法ではあるが、右の債權保全の上にも反射的な効果があるわけである。

（ヌ）信用保證の總額　定款には「現在額一千萬圓ヲ超ユルコトヲ得ズ」と規定されてゐる。即ち殘高一千萬圓までは保證し得るわけである。從つて此の制限を逸脫しない限り、延額は尨大となり得る。但し府・市との契約によつて別の方面から一應の限度が設けられてゐる。即ち代位辨濟を超ゆることは許されない。之等の點に就ては更に後年間に五百萬圓となつてゐるから、凡そ此の程度の代位辨濟に至つて居らず、保證の上に大きな餘裕を殘してゐる。述するが、實際上は之等の制限を超ゆるには遙かに

（ニ）信用調査　近代的な金融機關が中小金融から離脫する傾向にあるのは、金融恐慌以來の特殊の事情による外現在の經濟制度上已むを得ざる趨勢であること、殊に中小企業が本質上安定性を缺き又信用上物的基礎が薄弱なるに因ることも大きな理由であるが、他に中小業者の信用調査が諸種の事情によつて頗る困難であり、且之に多額の經費を要することに基因することは已に述べた通りであつて、之が對策として特別な調査機關の設置が提唱される所以である。

本協會の事業は營利を目的とするものでないこと言ふまでもないが、さりとて慈善の目的をもつてなされるものでは決してない。眞面目な中小業者又は給料生活者の金融難を打開して、その安定・向上に資することを眼目とする純然たる公益上の金融事業であるから、更生發展の見込あり償還確實と認められる者に對してのみ信用保證をなすものであることは勿論である。從つて保證に際し保證申込者に付て信用調査を行ふことあるは當然であり、本調査が適正に行はれるや否やはむしろ本協會が產業金融上の助長施設としての使命を果し、永く事業を續け得るや否やを決定する。即ち信用調査は保證業務遂行の根底をなすわけである。

然るに既述の如く此の調査は頗る困難な仕事であり、殊に本協會の事業としては、(1)借入申込者より調査料等を徴せざるが故に金融機關に於て充分の調査をなし得ざる事情あり、(2)且金融機關に於て損失を蒙る惧が全くなき故充分の調査をなさずとも差支なしといふ事情もあり、(3)さればとて本協會自ら詳細に實地調査に當ることは人員や經費などの關係上到底許されない事情にある。(特に東京市の如き大都市に於ける調査は尚更困難である)從つて前項取扱手續中に述べた如く一般的には金融機關の調査書、申込者の申告書等によつて適否を決し、特別の場合に實地調査を行ひ信用の基礎的諸點に付てのみ稍々詳細に調査することになつてゐる。その要點は、(1)當該事業が時局下助長さるべきものなりや否や、(2)經營者の人格、手腕並に事業經營の狀況、(3)家族の健康狀態及家庭の狀況、(4)租稅・家賃其の他諸支拂の狀況、(5)資金借入の必要度及用途の適否等である。

右の審査並に調査が困難である丈けに、之が適正に行はれるや否や即ち本協會がその使命を果し得るや否やは、一に懸つて協會並に會員たる金融機關及之を利用する保證申込者の道義心の厚薄にありといふべく、幸にして今日まで關係各方面の理解と協力とにより圓滿に事業が行はれてゐるのは誠に同慶の至と言はねばならぬ。

(四) 代位辨濟　本協會の保證によつて借入をなした者が、償還期限に至つて完濟することを得ない已むを得ざる事由のある場合には、保證期間の延長をなすことが出來る。元來當人の更生發展を目的とする保證であるから、期限の到來によつて直に債權を取立て、却つて此の目的に副はぬ結果を生ずるが如きは極力避けなければならぬ。依つて期間の延長によつて惡結果を來さぬ見込のある場合には、可成延長を認める方針であるが、他面此の便宜を濫用することは徒らに弊害を生ずる處があるからその運用は細心を要する。

保證期間延長の手續は、期間滿了一ケ月前に本人より事由を詳記した願書を金融機關に提出、金融機關は之を調査の上適當と認めたものに付ては右の書類に調査書を添へて本協會に期間延長の申込をなす。本協會は直に之を審査し適當と認めたときは承諾書を金融機關に送付する。

延長された期間が滿了して辨濟期に至り債務の履行を見ないときは、次に述べる手續によつて本協會の代位辨濟を受けることになるのである。

本協會の保證によつて貸付をなした金融機關は、債權の保全に付充分の注意をなすことを要するが、それにも拘らず辨濟期限に至り債務者が辨濟しない時は最善の方法を以て債權の取立てを行ひ、最終辨濟期限後九十日を經過するも尚債務者が其の債務の全部又は一部を履行しない時は、本協會は、所定の手續を以て請求する金融機關に對しその金額を辨濟する。即ち損失の補償を行ふのである。

此の辨濟の範圍は貸付元金（未償還額）と之に對する利子並に最終辨濟期限後九十日間の延滯利息である。此の場合の延滯利息は當事者間の契約の如何に拘らず貸付利率を以て計算する定めになつてゐる。尚金融機關に於て取立を怠つた爲に辨濟を受けることが出來なくなつた場合には、金融機關が適當の措置をなしてゐたら、辨濟を得べかりし限度に於て本協會は辨濟の義務を免れ、其の額だけ前記辨濟の範圍から除外する。

かくて代位辨濟をなした場合には當然本協會は金融機關から當該債權の讓渡を受け、債務者との間に新に契約を結んで最善の方法を以て債權の取立を行ふのであるが、場合によつては强制執行を餘儀なくせらるることもあり得るし又特に已むを得ざる事由ありと認むるものに對しては、知事及市長の承認を受けて求償權を拋棄することも出來ることになつてゐる。但し設立以來今日まで本協會に於て强制執行をなし又は求償權を拋棄したものは一件もない。

(五) 其の他の事業　他の事項中に述べた如く、本協會は信用の保證をなした中小産業者に對し、債務の繼續期間

中、その事業經營の指導をなすことを事業の一としてゐる。産業の發達を最終の目標に置く協會として、又保證債務者として共同の責任を負ふ立場上、誠に重要な業務に屬する。但し被保證人全部に付、事業經營の全般に亙つて專門的な指導を加ふるが如きは勿論他に之を任とする夫々の機關があり、協會現在の陣容を以ては到底不可能であるのみならず、協會の過度の容喙は當事者の自由なる活動を拘束する處が充分にあること故、本事業の實施は特別の場合且經營上普通に缺陷とされる點のある場合等に之を指示する程度に止まるべきものと思料する。

其の他本協會の事業としては、本協會の目的を達する上に必要と認むる事項を行ふことになつてゐるが、之には例へば事業狀況の調査・發表、關係方面との連絡・協調、事業普及の爲にする懇談會・協議會等の開催、研究並に宣傳等を擧げることが出來る。之等の事項に付ては說述することを略する。

補償契約

東京府・市と本協會　本協會が設立の目的を達する爲に行ふ事業の中、其の根幹をなす所の信用保證は、相當愼重に行はれてゐるものの、もとより危險の生ずることは當然豫想せねばならぬ。殊に元來安定性の低い中小產業者を主たる對象として居り、此の階級の地位は支那事變以來即ち本協會設立と同時に、經濟統制の影響を受けること甚だ大きく言はば疾風怒濤の中にあるわけであるから一層然りである。

右の如き危險の發生に對しては言ふまでもなく相當の備へがなければならぬ。然るに本會の有する資金は少額に過ぎない上に經常的收入も極めて限られて居り、府・市共の他の補助金等を加へて尙事務費を支辨するに足らぬ現狀である。

されば府・市は本協會の受くることあるべき危險を補償する爲、各々本協會と契約を結び本協會の事業遂行に支障なからしめてゐる。本協會が府・市と特別の關係にあることは協會設立の經過に鑑て當然のことであるが、此の契約あることによつて愈々明である。

補償の限度　既述の如く本協會は現在額一千萬圓に達するまでは保證することが、出來ることになつてゐるが、代位辨濟に充當し得る財源（危險負擔の資金）に限度があるから、此の財源の額と貸付金の損失歩合（危險發生率）の見透しとによつて實際保證額の限度を豫定することを要する。協會設立當時の計畫に於ては事業收入（主として信用保證料）をも右財源の一部として見込んで居り、保證事業分量の大なりしだけに相當の成果を見てゐたけれども、年と共に事務費が增嵩した爲、現狀に於ては之を代位辨濟資金に充當することが出來なくなり、目下は專ら府・市の補償金を以て之を支辨してゐる。

契約によれば、本協會が保證業務の爲に蒙つた損失に對し、府・市共に每年度各々其の不足額の半額を補償することになつて居り、而して此の補償額は設立後五ケ年間に各々二百五十萬圓を限度としてゐるから、本協會の受け得べき補償額は合計五百萬圓である。右五ケ年の期間は既述の通り本年七月の滿了前十年に延長された。

而して設立以來第一期の五年間に本協會が代位辨濟せる金額は元金二十萬餘圓（百九十八件）利息一萬三千餘圓、計二十一萬三千餘圓に過ぎないから、今後の五年間に猶四百七十八萬六千餘圓の補償を受け得るわけで、此の方面からする保證限度には頗る餘裕がある。他方保證現在高も、昭和十四年十二月末に六百四十一萬六千餘圓に上つたのが

最高で、其の後社會上・經濟上各種事情の制約を受けて保證分量減少の傾向にあつた爲、本年七月末の現在高は百八十六萬三千餘圓（千四百四十一件）であつて、此の方面に於ける餘裕も甚だ大である。

因に協會設立以來の保證承認額は本年七月末現在（即ち滿五年間の總計）、一千八百八萬五千餘圓、口數一萬六百五十件に達してゐる。

契約事項の變更　設立當時の契約文面中その後變更を見たのは前記補償期間が延長せられた外には、補償の對象たる保證資金の範圍が「中小商工業資金」から「中小産業資金並給料生活者ノ生活安定資金」に擴張された丈けである。

補償契約及之等變更の經緯を記せば次の通である。

補償契約書

（府、市各別、括弧内ヲ除キ同文）

社團法人東京信用保證協會（以下協會ト稱ス）ニ對シ本契約ノ定ムル所ニ依リ金貳百五拾萬圓ヲ限度トシテ補償ス

東京府（市）ハ社團法人東京信用保證協會（以下協會ト稱ス）ニ對シ本契約ノ定ムル所ニ依リ金貳百五拾萬圓ヲ限度トシテ補償ス

第一條　東京府（市）ハ社團法人東京信用保證協會（以下協會ト稱ス）ニ對シ本契約ノ定ムル所ニ依リ金貳百五拾萬圓ヲ限度トシテ補償ス

第二條　本補償金ハ協會カ設立後五年間ニ於テ中小商工業資金融通ニ關シ爲シタル保證ノ爲被リタル損失ニ付毎年度

共ノ不足額ノ二分ノ一ヲ交付ス

前項ノ保證額ハ現在額金壹千萬圓以内トス

第三條　定款及保證條件ノ設定變更ニ付テハ豫メ知事（市長）ノ承認ヲ受クヘシ

第四條　協會ハ毎月末ノ事業ノ現況報告、貸借對照表、損益計算書ヲ作成シ翌月十日迄ニ之ヲ知事（市長）ニ提出スヘシ

第五條　協會ハ毎決算後遲滯ナク營業ノ狀況ニ關スル報告書、財産目錄、貸借對照表及損益計算書ヲ知事（市長）ニ提出スヘシ

第六條　知事（市長）ハ何時ニテモ事務ノ報告ヲ徵シ營業及財産ノ狀況ヲ檢査シ又ハ金庫帳簿及諸般ノ文書ノ檢閲ヲ爲スコトヲ得

知事（市長）必要アリト認メタルトキハ命令ヲ發シ適宜ノ措置ヲ爲サシムルコトヲ得

第七條　知事（市長）ハ協會カ本契約若ハ定款ニ違背シ又ハ業務執行ニ關シ知事（市長）ノ命令ニ違背シタル場合ニ於テハ契約ノ解除ヲ爲スコトヲ得

第八條　協會カ解散セントスルトキハ豫メ知事（市長）ノ承認ヲ受クルコトヲ要ス

第九條　協會解散ノ場合殘餘財産アルトキハ損失補償金ヲ限度トシテ之ヲ本府（本市）ニ納付スヘシ

右契約ヲ證スル爲契約書貳通作成シ各壹通宛之ヲ所持スルモノトス

昭和十二年九月十一日

東京府知事館　哲　二

第一次變更

本協會が保證の範圍を中小商工業資金から一般產業資金にまで擴大し且給料生活者に對しても信用の保證をなし得ることとし、之に伴ふ定款の變更を行ふに際し、府・市に對し前記補償契約書第二條の變更方に付申請したところ、左の通り承認を得又は契約を了した。

東京府の承認狀

己商發第一六九號
昭和十六年十一月一日

社團法人東京信用保證協會
理事長並川義隆殿

東京府知事 川西實三

昭和十六年十月三十一日附己發第六八號ヲ以テ申請相成候昭和十二年九月十一日締結ニ係ル貴協會トノ補償契約書第二條中「中小商工業資金」ヲ「中小產業資金並給料生活者ノ生活安定資金」ト變更ノ件承認候也

東京市との契約書

昭和十二年九月十一日東京市ト社團法人東京信用保證協會トノ間ニ締結シタル補償契約書第二條中「中小商工資金

融通ニ關シ爲シタル保證ノ爲」トアルヲ「中小產業資金並給料生活者ノ生活安定資金融通ニ關シ爲シタル保證ノ爲」ト變更ス

右契約ヲ證スル爲契約書貳通ヲ作成シ各壹通宛之ヲ所持スルモノトス

昭和十六年十一月一日

東京市長 大久保留次郎

社團法人東京信用保證協會
理事長並川義隆

第二次變更

補償契約期間五年の終期近づきたるにより、更に五年の延長方を府・市に申請したところ、之を承認せられ左記の通契約を了した。(府・市各別、括弧內の外は同文)

補償契約變更證書
(補償契約一部變更契約書)

昭和十二年九月十一日東京府(市)ト社團法人東京信用保證協會間ニ於テ締結セル償補契約中左ノ通變更スルモノトス

昭和十七年四月十日

東京府知事 松村光磨
(東京市長 大久保留次郎)

記

第二條中「設立後五箇年間」ヲ「設立後十年間」ニ改ム

事業狀況概要

創立後五年間に於ける本協會の事業狀況を每事業年度別に略記すれば次の通である。後に掲げた諸表を參看せられたい。

第一年度（自昭和十二年九月至昭和十三年三月）

屢述の如く我國中小商工業の問題は、第一次世界大戰後特に一九二九―三三年の世界恐慌を經て表面化するに至り、其の窮境打開の爲に諸種の手段が講ぜられたが、本協會も亦府下中小業者の金融難を緩和してその振興に寄與せんとする目的を以て設立せられた。然るに設立許可の直前に至つて北支事變が起り、それが支那事變に擴大せらるることとなり、我國の經濟は急速にその相貌を變ずべき時に立至つた。即ち戰時經濟の運營が始まり、經濟統制が漸を追ふて强化されることになつたのである。其の具體的な現れは最初「臨時資金調整法」と「輸出入品等ニ關スル臨

社團法人東京信用保證協會
理事長安積得也

附表　(1) 事業概況表

扱別	種別	年度別	申込受理		保證		拒絶		取消		査定減少	貸付依頼中		調査中	
			件數	金額	件數	金額	件數	金額	件數	金額		件數	金額	件數	金額
金融機關經由	産業者	昭和十二年度	1,729	2,813,350円	1,426	2,000,780円	56	63,300円	57	99,990円	401,170円	—	円	—	円
		昭和十三年度	4,405	8,532,910	3,785	6,165,965	51	69,100	314	616,850	1,017,585	—	—	—	—
		昭和十四年度	4,039	8,533,330	3,348	5,351,790	13	19,900	879	1,568,420	1,902,490	—	—	—	—
		昭和十五年度	1,540	3,665,470	1,220	2,346,030	1	1,000	451	994,540	658,270	—	—	—	—
		昭和十六年度	847	2,590,710	691	1,669,360	—	—	224	564,050	476,930	—	—	—	—
		昭和十六年度末現在	12,560	26,135,770	10,470	17,533,925	121	153,300	1,925	3,843,850	4,456,445	—	—	44	148,250
		昭和十七年七月末現在	12,726	26,864,870	10,599	18,041,875	121	153,300	1,976	3,964,550	4,587,945	—	—	30	117,200
	給料生活者	昭和十二年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		昭和十三年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		昭和十四年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		昭和十五年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		昭和十六年度	3	1,300	1	500	—	—	1	500	—	—	—	—	—
		昭和十六年度末現在	3	1,300	1	500	—	—	1	500	—	—	—	1	300
		昭和十七年七月末現在	13	5,220	8	3,520	—	—	4	1,350	100	—	—	1	250
協會直接扱	産業者	昭和十二年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		昭和十三年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		昭和十四年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		昭和十五年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		昭和十六年度	110	332,550	7	9,000	48	140,500	2	11,000	4,300	—	—	—	—
		昭和十六年度末現在	110	332,550	7	9,000	48	140,500	2	11,000	4,300	1	5,000	52	162,750
		昭和十七年七月末現在	150	507,550	11	29,000	89	248,500	24	100,550	9,300	1	5,000	25	115,200
	給料生活者	昭和十二年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		昭和十三年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		昭和十四年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		昭和十五年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		昭和十六年度	210	50,795	18	6,800	114	24,196	24	5,750	464	—	—	—	—
		昭和十六年度末現在	210	50,795	18	6,800	114	24,196	24	5,750	464	4	1,200	50	12,385
		昭和十七年七月末現在	246	60,365	32	10,810	141	30,670	53	12,335	994	1	300	19	5,256
合計		昭和十二年度	1,729	2,813,350	1,426	2,000,780	56	63,300	57	99,990	401,170	—	—	—	—
		昭和十三年度	4,405	8,532,910	3,785	6,165,965	51	69,100	314	616,850	1,017,585	—	—	—	—
		昭和十四年度	4,039	8,533,330	3,348	5,351,790	13	19,900	879	1,568,420	1,902,490	—	—	—	—
		昭和十五年度	1,540	3,665,470	1,220	2,346,030	1	1,000	451	994,540	658,270	—	—	—	—
		昭和十六年度	1,170	2,975,355	717	1,685,660	162	164,696	251	581,300	481,694	—	—	—	—
		昭和十六年度末現在	12,983	26,520,415	10,496	17,550,225	283	317,996	1,952	3,861,100	4,461,209	5	6,200	147	323,685
		昭和十七年七月末現在	13,135	27,438,005	10,650	18,085,205	351	432,470	2,057	4,078,785	4,598,339	2	5,300	75	237,906

(2) 保證承認現在額表

金融機關別	年度別	保證承認				償還額		代位辨濟				保證現在額	
		保證額		保證後取消		完濟	金額	件數	元金	辨濟利息	計	件數	金額
		件數	金額	件數	金額	件數							
			円		円		円		円	円	円		円
銀行	昭和十二年度末現在	214	427,700	—	—	—	95,540.00	—	—	—	—	214	332,160.00
	昭和十三年度末現在	645	1,445,340	16	29,300	226	685,796.24	—	—	—	—	403	730,243.76
	昭和十四年度末現在	991	2,451,890	23	51,300	543	1,610,154.63	9	8,500.43	375.39	8,875.82	416	781,934.94
	昭和十五年度末現在	1,240	3,229,590	25	57,300	880	2,562,221.57	13	13,290.43	561.15	13,851.58	322	596,778.00
	昭和十六年度末現在	1,435	3,985,290	25	57,300	1,133	3,297,377.57	21	16,640.43	692.18	17,332.61	256	613,972.00
	昭和十七年七月末現在	1,498	4,293,280	25	57,300	1,216	3,566.985.07	23	22,790.43	901.79	23,692.22	234	646,204.50
信用組合	昭和十二年度末現在	1,102	1,467,980	—	—	—	220,197.00	—	—	—	—	1,102	1,247,783.00
	昭和十三年度末現在	3,696	5,683,300	62	94.870	757	1,997,397.95	6	2,508.81	178.64	2,687.45	2,871	3,588,523.24
	昭和十四年度末現在	5,568	8,618,040	115	175,770	2,268	5,043,335.54	59	49,868.20	2,368.59	52,236.79	3,126	3,349,066.26
	昭和十五年度末現在	6,329	9,869,020	140	220,470	3,719	7,615,853.76	94	87,127.25	4,433.61	91,560.86	2,376	1,945,568.99
	昭和十六年度末現在	6,776	10,702,880	158	246,970	5,290	9,137,215.94	149	152,898.96	9,646.57	162,545.53	1,179	1,165,795.10
	昭和十七年七月末現在	6,864	10,927,370	158	246,970	5,526	9,466,707.00	158	163,294.96	10,847.84	174,142.80	1,022	1,050,398.04
商業組合	昭和十二年度末現在	90	82,300	—	—	—	12,345.00	—	—	—	—	90	69,955.00
	昭和十三年度末現在	407	399,905	19	17,500	73	155,205.80	—	—	—	—	315	227,199.20
	昭和十四年度末現在	1,216	1,326,205	31	31,000	218	410,172.46	3	918.00	29.41	947.41	964	884,114.54
	昭和十五年度末現在	1,311	1,470,155	32	34,200	363	1,050,775.76	5	4,298.00	200.56	4,498.56	911	380,881.24
	昭和十六年度末現在	1,367	1,543,155	32	34,200	1,201	1,422,952.95	6	4,508.00	200.56	4,708.56	128	81,494.05
	昭和十七年七月末現在	1,367	1,543,155	32	34,200	1,230	1,444,616.22	7	4,858.00	213.16	5,071.16	98	59,480.78
工業組合	昭和十二年度末現在	3	5,000	—	—	—	—	—	—	—	—	3	5,000.00
	昭和十三年度末現在	4	7,500	1	3,000	2	2,000.00	—	—	—	—	1	2,500.00
	昭和十四年度末現在	4	7,500	1	3,000	2	4,250.00	—	—	—	—	1	250.00
	昭和十五年度末現在	4	7,500	1	3,000	3	4,500.00	—	—	—	—	—	—
	昭和十六年度末現在	4	7,500	1	3,000	3	4,500.00	—	—	—	—	—	—
	昭和十七年七月末現在	4	7,500	1	3,000	3	4,500.00	—	—	—	—	—	—
無盡會社	昭和十二年度末現在	17	17,800	—	—	—	2,670.00	—	—	—	—	17	15,130.00
	昭和十三年度末現在	459	630,700	7	13,000	12	14,513.80	—	—	—	—	440	603,186,20
	昭和十四年度末現在	780	1,114,900	11	16,500	242	375,838.80	1	1,000.00	105.00	1,105.00	526	721,561.20
	昭和十五年度末現在	895	1,288,300	19	24,700	493	853,743.50	5	3,977.00	443.25	4,420.25	378	405,879.50
	昭和十六年度末現在	914	1,311,400	22	27,500	740	1,115,019.00	10	9,205.50	1,141.95	10,347.45	142	159,675.50
	昭和十七年七月末現在	917	1,313,900	22	27,500	798	1,170,194.50	10	9,205.50	1,141.95	10,347.45	87	107,000.00
合計	昭和十二年度末現在	1,426	2,000,780	—	—	—	330,752.00	—	—	—	—	1,426	1,670,028.00
	昭和十三年度末現在	5,211	8,166,745	105	157,670	1,070	2,854,913.79	6	2,508.81	178.64	2,687.45	4,030	5,151,652.40
	昭和十四年度末現在	8,559	13,518,535	181	277,570	3,273	7,443,751.43	72	60,286.63	2,878.39	63,165.02	5,033	5,736,926.94
	昭和十五年度末現在	9,779	15,864,565	217	338,670	5,458	12,087,094.59	117	108,692.68	5,638.57	114,331.25	3,987	3,329,107.73
	昭和十六年度末現在	10,496	17,550,225	238	368,970	8,367	14,977,065.46	186	183,252.89	11,681.26	194,934.15	1,705	2,020,936.65
	昭和十七年七月末現在	10,650	18,085,205	238	368,970	8,773	15,653,002.79	198	200,148,89	13,104.74	213,253.63	1,441	1,863,083.32

註 (1) 本表ニ於ケル償還額欄中ノ金額ハ完濟金額ト一部償還金額トノ合計ニシテ各年度末日迄ニ報告アリタル分ヲ計上セリ

(2) 保證現在額ハ保證金額ヨリ保證後取消額、償還額及ビ代位辨濟欄中ノ元金ノミヲ控除セルモノナリ

(8) 金額區分別狀況表

金額區分	年度別	申込			保證		
		件數	金額	一件當金額	件數	金額	一件當金額
	昭和十六年度末現在	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	昭和十七年七月末現在	1,885	8,947,850	4,747	940	4,415,300	4,697
5,001圓以上 8,000圓以下	昭和十二年度	—	—	—	—	—	—
	昭和十三年度	—	—	—	—	—	—
	昭和十四年度	—	—	—	—	—	—
	昭和十五年度	—	—	—	—	—	—
	昭和十六年度	67	520,500	7,769	26	197,000	7,577
	昭和十六年度末現在	67	520,500	7,769	26	197,000	7,577
	昭和十七年七月末現在	125	980,500	7,844	57	433,500	7,605
計	昭和十二年度	1,729	2,813,350	1,627	1,426	2,000,780	1,403
	昭和十三年度	4,405	8,532,910	1,937	3,785	6,165,965	1,629
	昭和十四年度	4,039	8,533,330	2,113	3,348	5,351,790	1,599
	昭和十五年度	1,540	3,665,470	2,380	1,220	2,346,030	1,923
	昭和十六年度	1,170	2,975,355	2,543	717	1,685,660	2,351
	昭和十六年度末現在	12,883	26,520,415	2,059	10,496	17,550,225	1,672
	昭和十七年七月末現在	13,135	27,438,005	2,089	10,650	18,085,205	1,698

(3) 金額區分別狀況表

金額區分	年度別	申込 件數	申込 金額	申込 一件當金額	保證 件數	保證 金額	保證 一件當金額
			円	円		円	円
500圓以上	昭和十二年度	429	208,950	487	441	165,690	376
	昭和十三年度	715	240,220	336	847	312,590	369
	昭和十四年度	400	173,730	434	681	286,440	421
	昭和十五年度	178	73,820	415	214	86,280	403
	昭和十六年度	291	81,605	280	104	40,160	386
	昭和十六年度末現在	2,013	778,325	387	2,287	891,160	390
	昭和十七年七月末現在	2,064	793,115	384	2,311	898,440	389
501圓以上 1,000圓以下	昭和十二年度	462	454,600	984	381	336,440	883
	昭和十三年度	1,188	1,094,140	921	1,109	1,026,750	926
	昭和十四年度	1,146	1,102,850	962	1,106	989,710	895
	昭和十五年度	358	339,600	949	331	306,250	925
	昭和十六年度	167	157,650	944	167	149,600	896
	昭和十六年度末現在	3,321	3,148,840	948	3,094	2,808,750	908
	昭和十七年七月末現在	3,352	3,177,340	948	3,110	2,823,750	908
1,001圓以上 2,000圓以下	昭和十二年度	406	750,950	1,850	302	536,150	1,775
	昭和十三年度	886	1,521,300	1,717	826	1,420,265	1,719
	昭和十四年度	1,000	1,801,850	1,802	814	1,421,700	1,747
	昭和十五年度	296	541,150	1,828	287	507,300	1,768
	昭和十六年度	182	332,000	1,824	148	261,400	1,766
	昭和十六年度末現在	2,770	4,947,250	1,786	2,377	4,146,815	1,745
	昭和十七年七月末現度	2,792	4,988,450	1,787	2,403	4,190,415	1,744
2,001圓以上 3,000圓以下	昭和十二年度	365	1,065.500	2,919	264	775,500	2,938
	昭和十三年度	1,042	3,048,350	2,925	692	1,999,800	2,890
	昭和十四年度	922	2,713,800	2,943	493	1,441,100	2,923
	昭和十五年度	366	1,068,600	2,920	214	620,900	2,901
	昭和十六年度	191	562,000	2,942	146	428,000	2,932
	昭和十六年度末現在	2,886	8,458,250	2,931	1,809	5,265,300	2,911
	昭和十七年七月末現在	2,917	8,550,750	2,935	1,829	5,323,800	2,911
3,001圓以上 5,000圓以下	昭和十二年度	67	333,350	4,975	38	187,000	4,921
	昭和十三年度	574	2,628,900	4,580	311	1,406,560	4,523
	昭和十四年度	571	2,741,100	4,801	254	1,212,840	4,775
	昭和十五年度	342	1,642,300	4,802	174	825,300	4,743
	昭和十六年度	272	1,321,600	4,859	126	609,500	4,837
	昭和十六年度末現在	1,826	8,667,250	4,747	903	4,241,200	4,697
	昭和十七年七月末現在	1,885	8,947,850	4,747	940	4,415,300	4,697
5,001圓以上 8,000圓以下	昭和十二年度	—	—	—	—	—	—
	昭和十三年度	—	—	—	—	—	—
	昭和十四年度	—	—	—	—	—	—
	昭和十五年度	—	—	—	—	—	—
	昭和十六年度	67	520,500	7,769	26	197,000	7,577
	昭和十六年度末現在	67	520,500	7,769	26	197,000	7,577
	昭和十七年七月末現在	125	980,500	7,844	57	433,500	7,605
計	昭和十二年度	1,729	2,813,350	1,627	1,426	2,000,780	1,403
	昭和十三年度	4,405	8,532,910	1,937	3,785	6,165,965	1,629
	昭和十四年度	4,039	8,533,330	2,113	3,348	5,351,790	1,599
	昭和十五年度	1,540	3,665,470	2,380	1,220	2,346,030	1,923
	昭和十六年度	1,170	2,975,355	2,543	717	1,685,660	2,351
	昭和十六年度末現在	12,883	26,520,415	2,059	10,496	17,550,225	1,672
	昭和十七年七月末現在	13,135	27,438,005	2,089	10,650	18,085,205	1,698

(4) 代位辨濟金回收狀況表

金融機關別	年度別	辨濟額		回收狀況					辨濟現在額	
				完濟		一部回收	計			
		件數	金額	件數	金額	金額	件數	金額	件數	金額
			円		円	円		円		円
銀行	昭和十二年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	昭和十三年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	昭和十四年度	9	8,875.82	—	—	491.07	—	491.07	—	—
	昭和十五年度	4	4,975.76	—	—	715.47	—	715.47	—	—
	昭和十六年度	8	3,481.03	—	—	814.35	—	814.35	—	—
	昭和十六年度末現在	21	17,332.61	—	—	2.020.89	—	2,020.89	21	15,311.72
	昭和十七年七月末現在	23	23,692.22	—	—	2,435.89	—	2,435.89	23	21,256.33
信用組合	昭和十二年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	昭和十三年度	6	2,687.45	—	—	—	—	—	—	—
	昭和十四年度	53	49,549.34	—	—	4,369.53	—	4,369.53	—	—
	昭和十五年度	35	39,324.07	1	509.75	3,280.49	1	3,790.24	—	—
	昭和十六年度	55	70,984.67	3	724.19	9,140.37	3	9,864.56	—	—
	昭和十六年度末現在	149	162,545.53	4	1,233.94	16,790.39	4	18,024.33	145	144,521.20
	昭和十七年七月度現在	158	174,142.80	4	1,233.94	19,493.52	4	20,732.46	154	153,410.34
商業組合	昭和十二年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	昭和十三年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	昭和十四年度	3	947.41	1	70.25	41.50	1	111.75	—	—
	昭和十五年度	2	3,551.15	—	—	4.00	—	4.00	—	—
	昭和十六年度	1	210.00	—	—	517.80	—	517.80	—	—
	昭和十六年度末現在	6	4,708.56	1	70.25	563.30	1	633.55	5	4,075.01
	昭和十七年七月末現在	7	5,071.16	1	70.25	666.30	1	736.55	6	4,334.61
工業組合	昭和十二年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	昭和十三年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	昭和十四年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	昭和十五年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	昭和十六年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	昭和十六年度末現在	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	昭和十七年七月末現在	—	—	—	—	—	—	—	—	—
無盡會社	昭和十二年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	昭和十三年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	昭和十四年度	1	1,105.00	—	—	—	—	—	—	—
	昭和十五年度	4	3,315.25	—	—	229.02	—	229.02	—	—
	昭和十六年度	5	5,927.20	1	1,981.44	522.54	1	2,503.98	—	—
	昭和十六年度末現在	10	10,347.45	1	1,981.44	751.56	1	2,733.00	9	7,614.45
	昭和十七年七月末現在	10	10,347.45	1	1,981.44	980.56	1	2,962.00	9	7,385.45
合計	昭和十二年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	昭和十三年度	6	2,687.45	—	—	—	—	—	—	—
	昭和十四年度	66	60,477.57	1	70.25	4,902.10	1	4,972.35	—	—
	昭和十五年度	45	51,166.23	1	509.75	4,228.98	1	4,738.73	—	—
	昭和十六年度	69	80,602.90	4	2,705.63	10,995.06	4	13,700.69	—	—
	昭和十六年度末現在	186	194,934.15	6	3,285.63	20,126.14	6	23,411.77	180	171,522.38
	昭和十七年七月末現在	198	213,253.63	6	3,285.63	23,546.27	6	26,866.90	192	186,386.73

(5) 職業別保證件數並金額表

工業				商業			
業種別	年度別	件數	金額	業種別	年度別	件數	金額
			円				円
機械器具工業	昭和十二年度	143	303,800	機械器具並金屬販賣業	昭和十二年度	131	200,750
	昭和十三年度	402	928,190		昭和十三年度	172	252,870
	昭和十四年度	357	857,200		昭和十四年度	80	148,200
	昭和十五年度	162	445,000		昭和十五年度	49	95,250
	昭和十六年度	101	373,100		昭和十六年度	34	95,400
	昭和十六年度末現在	1,165	2,907,290		昭和十六年度末現在	466	792,470
	昭和十七年七月末現在	1,191	3,046,390		昭和十七年七月末現在	470	805,970
電氣機械器具工業	昭和十二年度	45	86,450	繊物類被服洋品販賣業	昭和十二年度	124	152,450
	昭和十三年度	90	198,950		昭和十三年度	277	367,700
	昭和十四年度	39	85,400		昭和十四年度	883	973,350
	昭和十五年度	36	83,600		昭和十五年度	149	250,100
	昭和十六年度	29	112,400		昭和十六年度	94	174,600
	昭和十六年度末現在	239	566,800		昭和十六年度末現在	1,527	1,918,200
	昭和十七年七月末現在	246	597,300		昭和十七年七月末現在	1,540	1,951,600
製材木製品工業	昭和十二年度	19	21,450	食料品菓子商	昭和十二年度	143	145,710
	昭和十三年度	62	84,810		昭和十三年度	339	447,630
	昭和十四年度	65	108,350		昭和十四年度	219	277,850
	昭和十五年度	38	70,750		昭和十五年度	92	144,250
	昭和十六年度	13	28,500		昭和十六年度	34	53,760
	昭和十六年度末現在	197	313,860		昭和十六年度末現在	827	1,069,200
	昭和十七年七月末現在	210	328,860		昭和十七年七月末現在	833	1,092,550
鍍金琺瑯吠付鑄造工業	昭和十二年度	15	23,900	酒類飲料販賣業	昭和十二年度	59	56,900
	昭和十三年度	39	80,500		昭和十三年度	98	118,710
	昭和十四年度	29	66,400		昭和十四年度	107	120,760
	昭和十五年度	19	36,700		昭和十五年度	41	49,150
	昭和十六年度	7	26,200		昭和十六年度	12	22,200
	昭和十六年度末現在	109	233,700		昭和十六年度末現在	317	367,720
	昭和十七年七月末現在	111	241,700		昭和十七年七月末現在	317	367,720
護謨工業	昭和十二年度	3	11,000	米穀商	昭和十二年度	74	62,550
	昭和十三年度	8	10,100		昭和十三年度	153	178,480
	昭和十四年度	4	12,000		昭和十四年度	93	108,550
	昭和十五年度	1	3,000		昭和十五年度	9	10,500
	昭和十六年度	1	3,000		昭和十六年度	0	0
	昭和十六年度末現在	17	39,100		昭和十六年度末現在	329	360,080
	昭和十七年七月末現在	17	39,100		昭和十七年七月末現在	329	360,080
紙器製造業	昭和十二年度	12	26,400	雜貨商	昭和十二年度	32	45,250
	昭和十三年度	28	40,750		昭和十三年度	56	47,870
	昭和十四年度	19	31,950		昭和十四年度	25	28,700
	昭和十五年度	11	20,600		昭和十五年度	24	27,000
	昭和十六年度	7	13,000		昭和十六年度	18	18,700
	昭和十六年度末現在	77	132,700		昭和十六年度末現在	155	167,520
	昭和十七年七月末現在	79	138,100		昭和十七年七月末現在	155	167,520
紡織工業	昭和十二年度	10	20,300	書籍、文房具、紙類販賣業	昭和十二年度	45	63,500
	昭和十三年度	46	85,900		昭和十三年度	68	87,860
	昭和十四年度	19	35,650		昭和十四年度	39	73,900
	昭和十五年度	10	29,000		昭和十五年度	32	33,700
	昭和十六年度	5	18,500		昭和十六年度	26	43,600
	昭和十六年度末現在	90	189,350		昭和十六年度末現在	210	302,560
	昭和十七年七月末現在	91	191,350		昭和十七年七月末現在	211	307,560
染色工業	昭和十二年度	8	9,650	衛生材料藥化粧品販賣業	昭和十二年度	52	66,900
	昭和十三年度	26	42,450		昭和十三年度	113	151,300
	昭和十四年度	12	13,060		昭和十四年度	71	94,300
	昭和十五年度	12	17,200		昭和十五年度	35	55,000
	昭和十六年度	3	3,200		昭和十六年度	24	49,300

	昭和十七年七月末現在	17	39,100		昭和十七年七月末現在	329	360,080
紙器製造業	昭和十二年度	12	26,400	雑貨商	昭和十二年度	32	45,250
	昭和十三年度	28	40,750		昭和十三年度	56	47,870
	昭和十四年度	19	31,950		昭和十四年度	25	28,700
	昭和十五年度	11	20,600		昭和十五年度	24	27,000
	昭和十六年度	7	13,000		昭和十六年度	18	18,700
	昭和十六年度末現在	77	132,700		昭和十六年度末現在	155	167,520
	昭和十七年七月末現在	79	138,100		昭和十七年七月末現在	155	167,520
紡織工業	昭和十二年度	10	20,300	書籍、文房具、紙類販賣業	昭和十二年度	45	63,500
	昭和十三年度	46	85,900		昭和十三年度	68	87,860
	昭和十四年度	19	35,650		昭和十四年度	39	73,900
	昭和十五年度	10	29,000		昭和十五年度	32	33,700
	昭和十六年度	5	18,500		昭和十六年度	26	43,600
	昭和十六年度末現在	90	189,350		昭和十六年度末現在	210	302,560
	昭和十七年七月末現在	91	191,350		昭和十七年七月末現在	211	307,560
染色工業	昭和十二年度	8	9,650	衛生材料藥化粧品販賣業	昭和十二年度	52	66,900
	昭和十三年度	26	42,450		昭和十三年度	113	151,300
	昭和十四年度	12	13,060		昭和十四年度	71	94,300
	昭和十五年度	12	17,200		昭和十五年度	35	55,000
	昭和十六年度	3	3,200		昭和十六年度	24	49,300
	昭和十六年度末現在	61	85,560		昭和十六年度末現在	295	416,800
	昭和和七年七月末現在	61	85,560		昭和十七年七月末現在	297	423,300
印刷製本業	昭和十二年度	62	77,050	貴金屬裝飾品商	昭和十二年度	16	17,650
	昭和十三年度	195	334,270		昭和十三年度	21	32,850
	昭和十四年度	120	212,800		昭和十四年度	12	13,900
	昭和十五年度	63	110,500		昭和十五年度	6	15,000
	昭和十六年度	41	84,900		昭和十六年度	2	4,000
	昭和十六年度末現在	481	819,520		昭和十六年度末現在	57	83,400
	昭和和七年七月末現在	485	833,020		昭和十七年七月末現在	57	83,400
文房具、運動具玩具製造業	昭和十二年度	9	14,300	雨具履物商	昭和十二年度	34	31,300
	昭和十三年度	27	44,000		昭和十三年度	44	54,110
	昭和十四年度	25	54,300		昭和十四年度	22	30,400
	昭和十五年度	20	35,650		昭和十五年度	23	39,060
	昭和十六年度	7	12,500		昭和十六年度	16	37,300
	昭和十六年度末現在	88	160,750		昭和十六年度末現在	139	192,170
	昭和十七年七月末現在	92	173,750		昭和十七年七月末現在	140	194,170
食料品工業	昭和十二年度	16	28,200	燃料商	昭和十二年度	42	56,300
	昭和十三年度	98	173,300		昭和十三年度	77	119,580
	昭和十四年度	89	137,400		昭和十四年度	56	86,490
	昭和十五年度	24	36,800		昭和十五年度	21	35,200
	昭和十六年度	13	30,800		昭和十六年度	8	24,200
	昭和和六年度末現在	240	406,500		昭和十六年度末現在	204	321,770
	昭和十七年七月末現在	242	413,000		昭和十七年七月末現在	205	324,770
雜工業	昭和十二年度	81	115,190	材木商	昭和十二年度	15	23,900
	昭和十三年度	568	963,520		昭和十三年度	59	127,140
	昭和十四年度	347	635,400		昭和十四年度	44	110,100
	昭和十五年度	77	166,420		昭和十五年度	22	58,300
	昭和十六年度	50	123,400		昭和十六年度	9	24,500
	昭和十六年度末現在	1,123	2,003,930		昭和十六年度末現在	149	343,940
	昭和十七年七月末現在	1,150	2,131,430		昭和十七年七月末現在	150	347,940
				仲介業	昭和十二年度	8	9,100
					昭和十三年度	12	18,800
					昭和十四年度	49	118,200
					昭和十五年度	7	13,500
					昭和十六年度	0	0
					昭和十六年度末現在	76	159,600
					昭和十七年七月末現在	76	159,600
				運輸交通業	昭和十二年度	51	92,500
					昭和十三年度	213	379,175
					昭和十四年度	141	339,500
					昭和十五年度	48	168,300
					昭和十六年度	5	17,500
					昭和十六年度末現在	458	996,975
					昭和十七年七月末現在	458	996,975
				請負業	昭和十二年度	47	73,650
					昭和十三年度	125	222,350
					昭和十四年度	69	117,780
					昭和十五年度	37	61,600

印刷製本業	昭和十五年度	65	110,900	貴金屬裝飾品商	昭和十五年度	6	15,000
	昭和十六年度	41	84,900		昭和十六年度	2	4,000
	昭和十六年度末現在	481	819,520		昭和十六年度末現在	57	83,400
	昭和和七年七月末現在	485	833,020		昭和十七年七月末現在	57	83,400
文房具、運動具玩具製造業	昭和十二年度	9	14,300	雨具履物商	昭和十二年度	34	31,300
	昭和十三年度	27	44,000		昭和十三年度	44	54,110
	昭和十四年度	25	54,300		昭和十四年度	22	30,400
	昭和十五年度	20	35,650		昭和十五年度	23	39,060
	昭和十六年度	7	12,500		昭和十六年度	16	37,300
	昭和十六年度末現在	88	160,750		昭和十六年度末現在	139	192,170
	昭和十七年七月末現在	92	173,750		昭和十七年七月末現在	140	194,170
食料品工業	昭和十二年度	16	28,200	燃料商	昭和十二年度	42	56,300
	昭和十三年度	98	173,300		昭和十三年度	77	119,580
	昭和十四年度	89	137,400		昭和十四年度	56	86,490
	昭和十五年度	24	36,800		昭和十五年度	21	35,200
	昭和十六年度	13	30,800		昭和十六年度	8	24,200
	昭和和六年度末現在	240	406,500		昭和十六年度末現在	204	321,770
	昭和十七年七月末現在	242	413,000		昭和十七年七月末現在	205	324,770
雜工業	昭和十二年度	81	115,190	材木商	昭和十二年度	15	23,900
	昭和十三年度	568	963,520		昭和十三年度	59	127,140
	昭和十四年度	347	635,400		昭和十四年度	44	110,100
	昭和十五年度	77	166,420		昭和十五年度	22	58,300
	昭和十六年度	50	123,400		昭和十六年度	9	24,500
	昭和十六年度末現在	1,123	2,003,930		昭和十六年度末現在	149	343,940
	昭和十七年七月末現在	1,150	2,131,430		昭和十七年七月末現在	150	347,940
				仲介業	昭和十二年度	8	9,100
					昭和十三年度	12	18,800
					昭和十四年度	49	118,200
					昭和十五年度	7	13,500
					昭和十六年度	0	0
					昭和十六年度末現在	76	159,600
					昭和十七年七月末現在	76	159,600
				運輸交通業	昭和十二年度	51	92,500
					昭和十三年度	213	379,175
					昭和十四年度	141	339,500
					昭和十五年度	48	168,300
					昭和十六年度	5	17,500
					昭和十六年度末現在	458	996,975
					昭和十七年七月末現在	458	996,975
				請負業	昭和十二年度	47	73,650
					昭和十三年度	125	222,350
					昭和十四年度	69	117,780
					昭和十五年度	37	61,600
					昭和十六年度	43	109,200
					昭和十六年度末現在	321	584,580
					昭和十七年七月末現在	329	616,080
				雜種業	昭和十二年度	130	164,680
					昭和十三年度	369	572,800
					昭和十四年度	313	459,900
					昭和十五年度	152	234,900
					昭和十六年度	96	174,600
					昭和十六年度末現在	1,060	1,606,880
					昭和十七年七月末現在	1,077	1,652,080
計	昭和十二年度	423	737,690	計	昭和十二年度	1,003	1,263,090
	昭和十三年度	1,589	2,986,740		昭和十三年度	2,196	3,179,225
	昭和十四年度	1,125	2,249,910		昭和十四年度	2,223	3,101,880
	昭和十五年度	473	1,055,220		昭和十五年度	747	1,290,810
	昭和十六年度	277	829,500		昭和十六年度	421	848,860
	昭和十六年度末現在	3,887	7,859,060		昭和十六年度末現在	6,590	9,683,865
	昭和十七年七月末現在	3,966	8,219,560		昭和十七年七月末現在	6,644	9,851,315
給料生活者	昭和十六年度	19	7,300	商・工業・給料生活者總計	昭和十六年度末現在	10,496	17,550,225
	昭和十七年七月末現在	40	14,330		昭和十七年七月末現在	10,650	18,085,205

時措置法」を中軸としてゐる。本協會は勿論かかる事態を豫想して計畫せられたものでなかつたが、戰時經濟統制が前記の如く先づ資金と物資とを中心に行はれた爲に、中小商工業の受けた影響は少くなく、玆に端なくも本協會は創立直ちに多難な戰時中小金融に貢獻すべき立場に立つたのである。

當時の我國金融狀況に付ては他の箇所で既に觸れておいたが、見越輸入の激增と計畫資金の需要增大によつて金融は引締の狀態にあり、政府の對策宜しきを得て年末より十三年上期への緩漫狀態を齎らしたのであるが、一般中小業者の困難は何等變る所がなかつた。

扨て本年度七ケ月間に本協會が受けた信用保證の申込は一千七百二十九件、二百八十一萬三千三百五十圓に上り、之に對し保證の承認を與へたもの一千四百二十六件、二百萬七百八十圓、即ち件數に於て八割二分五厘、金額に於て七割一分一厘となつてゐる。

之を金融機關別に見るに、申込及承認共に信用組合が首位を占め銀行が之に亞いでゐる。商業組合殊に工業組合に於て利用率の低いのは、組合の歷史が淺い爲に未だ充分金融業務にまで事業を進出させるまでに至らないものが多かつた爲と見られ、又無盡會社の利用率の低かつたのは、當時本協會の定款所定の範圍內では、無盡業法による給付金制度と一致せしめることの困難な事情があつたのが主因と思はれる。

保證を承認したものを金額別に見るに、一千圓以下のものは金額に於て二割五分一厘に過ぎないが、件數に於ては五割七分六厘を占めて居る。又被保證者は、商業者に於て金額の六割三分一厘、工業者に於て金額三割六分九厘、件數二割九分七厘といふ比率を示し、而して兩者共に軍需品關係業者が多いのは時局の然らしめる所といふべく、此の傾向は爾後の各年度を通じて大體變りがない。尙一件當り承認額は總平均一千四百三圓である。

何れにせよ當時まで金融上苦んで來た中小商工業者が、本施設によつて受けた便益が少くないことは充分察知せられ、本協會設立の趣旨が時局下國家目的に副ひつつ、創立早々既に酬ひられたと言つてよい。

第二年度（自昭和十三年四月至昭和十四年三月）

事變に於ける戰局の擴大と長期化とが不可避となるに及び、不急不要産業は生産・販賣・貿易の各部面に亘つて制限せられ、之と共にインフレーションの浸潤によつて漸次騰貴の趨勢にあつた物價抑制の爲、前年まで自治的に行はれた價格統制は公定價格制にまで進展し、之等の影響を受けて一般中小商工業は不安動搖を免れなかつた。一時鈍化の傾向にあつた預金は軍事費の支出を主因として增加し始めたが、右は政府の購買力による商工企業の利益を增大すると同時に一般國民の所得をも增加し、增大せる國民の購買力と物資との均衡保持上、消費の節約と貯蓄の奬勵（此の年度までは尚自主的の範圍を出でなかつた）とが行はれた結果である。かくして增加した金融機關の遊資は有價證券特に公債買入に充てられ、一般貸出は著しく警戒された。

かかる情勢の中に於て、本協會が信用保證の申込を受けた件數は四千四百五件、金額八百五十三萬二千九百十圓に上り、之に對し三千七百八十五件（申込に對し八割六分）六百十六萬五千九百六十五圓（同じく七割二分）を承認した。取消・査定減額・審査中のものを除き、全く保證の承認を拒絶したものは百七件、十三萬二千四百圓に過ぎない。

保證の承認をなしたものに付、之を金額別に見るに概ね前年度と同樣の傾向にあつて、一千圓以下が件數に於て過半を占めてゐるが、三千圓を超ゆるものの件數が相當增加してゐることが注目される。金融機關別に於ても同じく前年同樣の狀況を示し、只無盡會社が此年に至つてやゝ進出せることを認め得る。

被保證者を職業別に見るに、總件數並に金額に對し、商業者は夫々五割八分と五割四分四厘、工業者は四割二分と四割五分六厘であつて、一件當總平均金額一千五百六十七圓に對し前者のそれは一千三百八十八圓、後者のそれは一千八百五十圓となつてゐる。

尙此の年度に至つて保證融資の償還期に入つたものがあり、年度內償還額二百八十五萬四千九百餘圓、代位辨濟金は纔かに六件、二千五百餘圓に過ぎず、成績は極めて良好と言ひ得る。

年度末保證現在額は五百十五萬千六百五十餘圓である。

第三年度（自昭和十四年四月至昭和十五年三月）

此の年度に於ては事變の進展と共に物資不足は一般消費材にまで波及し來り、物價騰貴と通貨膨張は政府の凡ゆる努力に拘らず濃化して來た。米合衆國の我國との通商航海條約破棄、第二次歐洲大戰の勃發等のことは、我國の輸出減退・必要資材の輸入難等を豫想せしめ、我國經濟政策の重點は金融部面から生産部面に移り、資金統制が益々强化せられると共に物資及勞力を含めた綜合計畫經濟が日程に上るに至つた。而して此の年始めて物資動員計畫と資金計畫とが樹立せられ、事變が中小商工業に及ぼす影響は漸く本格的にならうとするに至つた。

本年度に於て協會が新に保證承認したものは三千三百四十八件、金額五百三十五萬一千七百九十圓であつて、保證申込四千三十九件に對して八割二分九厘、金額八百五十三萬三千三百三十圓に對して六割二分七厘を示し、設立以來の保證承認累計額は八千五百五十九件、その金額一千三百五十一萬八千五百三十五圓に達した。申込の件數・金額共に前年度に比し幾分の減少を見たのは、物資統制强化の影響と見られる。

保證を承認せるものを職業別に見るに、商業者は二千二百二十三件（全體の六割六分四厘）、金額三百十萬一千九百八十圓（同五割八分）一件平均一千三百九十五圓であり、工業者は一千百二十五件（三割三分六厘）、二百二十四萬九千九百十圓（四割二分）一件平均二千圓である。

保證承認額中、本年度末迄に償還せられた金額は七百四十四萬三千七百四十一圓餘で、その成績頗る良好であり、代位辨濟額は前記の如き經濟界變動の餘波を受けて漸く增加の傾向を示して來たが、年度中六十六件、金額六萬四百七十七圓餘であつて、事業總額に對比すれば尙微弱であると言つてよく、當初よりの累計七十二件、六萬三千百六十五圓餘の中、回收せられたものが四千九百七十二圓餘、回收率七分八厘である。

第四年度（自昭和十五年四月至昭和十六年三月）

此の年紀元二千六百年の初頭、日米通商航海條約はその効力を失ひ、六月日・獨・伊三國同盟が締結せられた。米英の我國に對する經濟壓迫は、重要資材の輸出禁止等によつて强化し來り、我國民經濟の綜合計畫化を實施するの必要は愈々緊切を加へ、資材・資金・價格等に對する統制が一層周密嚴格を加へるに至つた外新に勞務動員計畫も作成せられ、而して之等の計畫の實施を可能ならしめる爲經濟組織の變改も之と竝行して行はれた。即ち同年八月には「基本國策要綱」が確立せられ、十一月には「勤勞新體制確立要綱」、十二月には「經濟新體制確立要綱」が決定せらるる等、此の年以來「臨戰體制」なる名稱を以て急速に自給體制の整備に進んで行つた。

かくて限られた資材による戰時生產擴充の必要は、必然的に重點主義の强化を齎らし、設備及技術の劣弱な工場の整理は、事變後簇生した中小工業に甚大な影響を與へた。一方中小商業にあつては物資不足・價格統制等の壓迫を强く感ずるに至り、配給機構の整備統合が漸く國家の手によつて行はるべき段階に立至り、中小工業の再編成と共に、國民勤勞訓練所・國民更生金庫等一聯の施設を以て中小商工業者の轉廢業に對處することとなつた。

右の如き事態の下に、中小業者は取扱物資の不足と先行き不安を主因として營業を手控ゆるに至り、金融機關は之に對し當然貸出を警戒するに至る等、緊迫せる時局を反映して本年度に於ける本協會の保證業務は、前年又は前々年度に比し激減するの餘儀なきに至つた。即ち申込件數一千二百二十件、二百三十四萬六千三十圓であつて申込に對する比率は夫々七割九分二厘と六割四分に止まつてゐる。蓋し承認に當つては物動計畫に照合して事業の將來を考察する必要があるが、中小商工業の將來の見透しが頗る困難であつたことを示してゐる。

右の中、工業者四七三件（三割八分八厘）、百五萬五千二百二十圓（四割五分）、商業者は七百四十七件（六割一分二厘）、百二十九萬八百十圓（五割五分）、一件當り平均前者は二千二百三十圓、後者は千七百二十圓となる。

一件當り保證金額が、申込・承認共に逐年僅少ながら增大してゐるのは、物價騰貴が主たる原因と思はれるが、一部經營規模擴充又は注文激增による手當資金（政府支拂遲延も原因して）として限度近き保證を求めるものも增加した結果にも依ることが認められる。

償還は依然順調に行はれ、事業開始以來の保證累計額一千五百八十六萬四千五百六十五圓に對し、年度末までに一部償還のものを加へて一千二百八萬七千九十四圓餘に達し、他面代位辨濟額は五萬一千六百六十六圓に止まり、前年來の累計額十一萬四千三百三十一圓を總保證額に比すれば纔かに七厘に過ぎない。

第五年度（自昭和十六年四月至昭和十七年三月）

刻々事態の緊迫する中に、六月突如獨・蘇の間に戰端が開かれ、世界の狀勢は更に一轉した。七月我軍の佛印進駐開始と共に米合衆國は資産凍結令を我國に適用し、日米通商關係は名實共に斷絶し、次で英・蘭も之に倣ひ、我國は玆に眞實アウタルキー經濟確立の必要の前に立つに至つた。加ふるに所謂ＡＢＣＤ包圍陣の强化等飽くなき米・英の橫暴に、我國の隱忍は遂に破れ、十二月大東亞戰爭が宣せられた。

物資・資金・勞務科學技術等に對する綜合的經濟動員計畫と共に、重要產業の團體統制・戰時產業設備の活用・戰時金融金庫の創設等の諸施設が行はれ、又企業許可令・企業整備令相次いで公布せられて中小商工業の整理再編成が愈々究局の所まで押しつめられた。

本協會は時局の要請に應へて、事業の對象を商工業者以外汎く中小產業者に擴大すると共に、その一人當り保證額の限度を引上げ、又給料生活者の爲にも門戶を開くこととしたが、中小業者が經濟體制一新の渦中にあつて甚しく安定を缺く狀態にあり、變更された定款の實施が年度終りに近かつたことも手傳つて、對象擴大による效果は尙擧がらず、本年度に於ける事業分量は更に減少を見た。即ち保證申込は一千百七十件、金額二百九十七萬五千三百五十五圓であつて、承認せるものは年度末尙調査中のものを除き七百十七件（六割一分强）、百六十八萬五千六百六十圓（五割六分七厘）に過ぎない。

利用者は商業者四百二十一件（五割八分七厘）、八十四萬八千八百六十圓（五割四厘）、一件當平均二千十六圓、工業者二百七十七件（三割八分六厘）、八十二萬九千五百圓（四割九分二厘）、一件當平均二千九百九十五圓である。一件當り金額が前年に比し急增してゐることは、保證限度引上げの效果とも見られるけれども、以て業界需要の實情を察することが出來る。

給料生活者の分に至つては二百十三件の申込に對し拒絶百十四件を示し、調査中のものを除き年度末承認額は十九件、七千三百圓の少額である。拒絶の理由は、居住、勤務等に關する條件の不備によるものもあるが、大部分使途の不明瞭又は不適當の爲であつて、給料生活者の消費生活が、時局下如何に壓迫せられてゐるかが見られる反面、尙浪費・不合理の生活態度が覗はれ、本協會の此の方面に對する保證の趣旨がまだ不徹底の點もあつたが、不眞面目な申込の多かつたことも爭はれない。

時局の困難を反映して代位辨濟の年度內件數六十九件、八萬六百餘圓を示したが、當初よりの累計額百八十六件、十九萬四千九百餘圓を總保證額に比すれば尙纔かに一分一厘强に止まる。而して右辨濟金中、二萬三千四百餘圓（回收率一割二分）が償還せられてゐる。

現年度（自昭和十七年四月至昭和十七年七月）

本協會設立五周年は本年七月であるから、ここには四ケ月間の事情を記すこととする。此の期間の諸表は、便宜上前五年度分のものから切り離して別段とした。

支那事變を含めての大東亞戰爭に於て我國は緒戰以來有史未曾有の戰果を擧げ、皇國を中心とする東亞諸民族の結合は日に鞏固を加へつつあり、日滿支は勿論南方占領地に至るまでの大東亞諸地域に於ける經濟建設も着々進行中であるが、一方敵米・英の徹底的屈服を見るに至るまでには、前途容易ならぬことが豫想せられ、長期總力戰に於ける

必勝體制を確立して大東亞共榮圈廣域經濟を完成する爲には更に一段の發奮努力を要する。

經濟新體制の進行は、從來產業界を支配した金融部面にも及び、前年確立せられた「財政金融基本方策要綱」に基き、戰時金融金庫の創設・日本銀行の改組等に現れ、本年度に至つて各種金融機關に亘る綜合的統制組織が完備された。勿論之等のことは中小產業再編成の方針に關係するものでなく、中小商工業の整備は目下極力進められてゐる。但し問題が廣汎多岐な上に複雜微妙な點がある爲に、その進行は尙遲々たるを覺える。

從つて本協會の事業も尙停頓の域を脫するに至らない。前年度の末期に始められた給料生活者に對する保證業務が漸く頻繁にならうとする傾向があるが、申込者の中に尙本協會業務の本旨を充分理解しない者が少くないのは遺憾である。

尙本年度に入り、再び一人當り保證限度の增大を計つて關係者の要望に副ふことになつたが、實施は八月以後であるから玆には只、日が淺いに拘らず此の限度の保證申込が相當多いことを附記するに止める。

總括

以上略述した如き狀況を以て五年間を經過したのであるが、此の五年間は恰も支那事變と共に進行し、當初內外の情勢は著しく緊迫してゐたとは言へ、尙中小商工業者に對する直接の影響は明瞭でなく、少くとも業者一般の自覺がその行動を決定するまでに至らず、從つてその活動狀況も從前と大差なかつた。爲に本協會は會員たる各種金融機關の協力を得て着々豫期の成果を擧げて行つたのであるが、事變が進展する一方內外の情勢にも幾度か重大な變化があり、大轉換期にある我國諸般の要請は中小產業界に甚しい影響を及ぼすこととなり、本協會の業務の上にも大きな困

難を加ふるに至つた。それにも拘らず關係者はこの困難の中に努力を續け、時局の要望に應へて定款その他業務上に必要な改正を施し、國家目的の線に沿ひながら只管本來の使命に邁進しつつ今日に至つた。かくて嵐の中にある中小產業者の金融上に貢獻し、率いてその振興發達に資した點は次の數字によつても決して尠くないことが知られる。

即ち設立以來五年間の總計を見るに、本年七月末日現在に於て、保證申込一萬三千百三十五件、金額二千七百四十三萬八千五圓に上り、申込後取消のありたるもの二千五十七件（一割五分七厘弱）、四百七萬八千七百八十五圓（一割四分八厘强）、斡旋中のもの二件、五千三百圓、調査中のもの七十五件、二十三萬七千九百六圓であつて、保證を拒絕したものは纔かに三百五十一件（二分七厘弱）、四十三萬二千四百五十九萬八千三百三十九圓は、拒絕・取消・貸付依賴及調査中のものを除きたる申込總額に對し二割三厘弱である。

かくて五年間に保證の承認をなしたものは一萬六百五十件、一千八百八萬五千二百五圓といふ數字を示し、之を申込總數に對比すれば件數に於て八割二分弱、金額に於て六割五分强となる。

右の中、給料生活者に對する分四十件、一萬四千三百三十圓を除き、商業者は六千六百四十四件（六割二分强）、九百八十五萬一千三百十五圓（五割四分强）、工業者は三千九百六十六件（三割七分强）、八百二十一萬九千五百六十圓（四割五分强）を占め、一件當り平均額、前者は一千四百八十二圓餘、後者は二千七十二圓餘となる。兩者共に比年その平均需要額の增加し來つたことは既に述べた通である。之等の資金が如何なる用途に向けられたかに就ては、手許に詳細な調査が出來てゐない爲、殘念ながら之に觸れることを斷念する外はないが、取扱つた實際から概觀するに工業方面にあつては、協會設立後の當初に於ては原材料の仕入れに充當するものが大部分を占め、其の後各種統制の强化

と共に、原材料が大企業たる親工場から支給されるもの多く、一方生産力擴充計畫の進行に伴ひ、最近に於ては設備の擴張特に機械の增設に向けらるるものが多くなり、一部は勞銀支拂の資金となつてゐる。商業方面にあつては殆ど凡てが商品の仕入れ資金であり、稀には店舖の改善等に向けられるものがある。兩方面を通じて舊債の借換を認めたのは最近のことに屬する爲か之に充てられるものは少い。而して工業に於ては殆ど大部分軍需生産に關係する。

役員

一、現任役員

(役名)	氏名	(就任年月日)	(備考)
理事長	安積得也	昭和十七年一月二十二日	昭和十七年一月三十日互選ニヨリ理事長ニ就任
副理事長	谷川昇	同十七年十月七日	同十七年十一月九日互選ニヨリ副理事長ニ就任
專務理事	松木茂一	同十七年三月四日	同十七年三月十一日互選ニヨリ專務理事ニ就任
理事	小島德雄	同十七年一月二十八日	東京府庶務課長
同	藤井貞夫	同十七年十一月二十四日	東京府總務課長
同	山田要	同十七年十二月四日	東京市戰時生活局商工課長
同	千原要	同十七年十月七日	東京市戰時生活局庶務課長
同	長谷川龜藏	同十二年五月二十四日	東京木場運送商業組合理事長
同	中村忠彰	同十二月五月二十四日	東京銀行集會所理事
同	高木謙	同十四年五月二十五日	信用組合第一金庫組合長
			昭和十三年五月二十日及昭和十五年五月二十八日何レモ再選重任
			同右
			同十五年五月二十八日再選重任

監事　宮崎謙太　東京府官房長　同　十七年十一月二十四日
同　春彦一　東京市市長室企畫部長　同　十七年十月七日
同　兼藤良三郎　淺草區商工信用組合組合長　同　十六年五月三十一日

二、退任役員

(理事役氏名)		(就任年月日)	(退任年月日)
理事長	佐々木芳遠	東京府經濟部長	昭和十二年五月二十四日	昭和十二年七月三十日
同	渡正監	同	十二年七月卅一日	同 十四年五月四日
同	永安百治	同	十四年五月四日	同 十五年四月十一日
同	並川義隆	同	十五年五月十日	同 十七年一月十二日
副理事長	吉山眞棹	東京市產業局長	十二年五月廿四日	同 十三年五月十四日
同	前田賢次	同	十三年五月十七日	同 十三年八月卅一日
同	尾池秀雄	東京市經濟局長	十三年九月五日	同 十六年七月五日
同	大迫元繁	同	十六年七月十九日	同 十七年七月十五日
專務理事	西川三郎	同	十二年九月二日	同 十四年三月三十日
同	荒木孟	同	十四年三月卅一日	同 十四年五月四日
同	北里善從	同	十四年五月四日	同 十七年二月廿四日

理事　原信次郎　東京府庶務課長　同　十二年五月廿四日　同　十四年二月十六日
同　霜島潛　東京府商工課長　同　十二年五月廿四日　同　十二年九月十四日
同　三村一　東京市商工課長　同　十二年五月廿四日　同　十三年一月十七日
同　市村辰之介　東京市金融掛長　同　十二年五月廿四日　同　十四年二月十四日
同　渡邊八十吉　芝信用組合組合長　同　十二年五月廿四日　同　十四年五月十七日
同　鈴木直人　東京府商工課長　同　十二年十月十三日　同　十四年六月一日
同　村山正脩　東京市商工課長　同　十三年一月十九日　同　十三年九月三十日
同　海老澤武　東京市商工課長　同　十三年十月六日　同　十五年八月十九日
同　大野淺一　東京市金融課長　同　十四年三月十四日　同　十四年十月十六日
同　大塚兼紀　東京府庶務課長　同　十四年六月十五日　同　十五年四月十一日
同　田中茂　東京府商務課長　同　十四年六月十五日　同　十四年十月四日
同　林茂　東京市金融課長　同　十四年十月廿六日　同　十五年六月五日
同　近藤止文　東京府商務課長　同　十四年十月三十日　同　十六年九月三日
同　時田吉雄　東京府庶務課長　同　十五年五月十日　同　十八年一月十四日
同　松原豪雄　東京市金融課長　同　十五年六月十日　同　十五年八月十九日
同　大野淺一　東京市商工課長　同　十五年八月廿八日　同　十六年九月一日
同　繩寢清隆　東京市金融課長　同　十五年八月廿八日　同　十六年六月二日

同	雨宮要平	東京市金融課長	同　十七年　九月　四日
同	丸山貞二	東京市商工課長	同　十七年　五月二十日
同	秋山武夫	東京府商務課長	同　十七年　三月三十日
同	久保下久二	東京府産業組合課長	同　十七年　七月　二日
同	皆川五郎	東京市戰時生活局商工課長	同　十七年十一月廿四日
同	佐藤一市	東京府産業組合課長	同　十七年十一月　九日
監事	藤岡長敏	東京府總務部長	昭和十二年　七月三千日
同	平山泰	東京市財務局長	同　十三年　一月十七日
同	細田安兵衛	日本橋區商工信用組合組合長	同　十三年　五月二十日
同	佐々木芳遠	東京府總務部長	同　十三年　六月三十日
同	後藤悌次	東京市企畫局長	同　十三年　八月卅一日
同	兼藤良三郎	淺草區商工信用組合組合長	同　十四年　五月廿五日
同	山内逸造	東京府總務部長	同　十四年　九月十二日
同	前田賢次	東京市企畫局長	同　十五年　一月十三日
同	細田安兵衛	日本橋區商工信用組合組合長	同　十六年　一月廿七日
同	宮村才一郎	東京府總務部長	同　十五年　四月十一日
同	小原正樹	東京市財務局長	同　十五年十一月十七日

顧問

一、現顧問

（氏名）	（職名）	
松村光麿	東京府知事	同　十五年　五月　十日
岸本綾夫	東京市長	同　十五年十二月十一日
藤山愛一郎	東京商工會議所會頭	同　十六年　一月十三日
河合良成	東京市助役	同　十六年　十月卅一日
山際正道	大藏省銀行局長	同　十七年　一月廿二日
豐田雅孝	商工省企業局長	同　十五年十二月　四日
重政誠之	農林省總務局長	同　十六年　十月十三日
中村四郎	東京府總務部長	同　十七年　一月十二日
大竹虎雄	東京市財務局長	同　十七年　九月　四日
小菅芳次	東京府總務部長	同　十七年十一月　九日
棟居俊一	東京市財務局長	
篠山千之	東京府內政部長	

荷見安	産業組合中央金庫理事長	
吉坂俊藏	商工組合中央金庫理事長	

二、舊顧問

（氏名）	（職名）
館哲二	東京府知事
小橋一太	東京市長
門野重九郎	東京商工會議所會頭
篠原英太郎	東京市助役
入間野武雄	大藏省銀行局長
黑田鴻五	商工省統制局長
小平權一	農林省經濟更生部長
石黑忠篤	產業組合中央金庫理事長
寶來市松	商工組合中央金庫理事長
岡田周造	東京府知事
賴母木桂吉	東京市長
橋本祐幸	東京市助役

川西實三	東京府知事
相田岩夫	大藏省銀行局長
堀義臣	商工省振興部長
周東英雄	農林省總務局長
河上弘一	商工組合中央金庫理事長
大久保留次郎	東京市長
豐田豐吉	東京市助役

評議員

一、現評議員

（氏名）	（職名）
淺香銀治郎	東京府會議員
片岡文太郎	同
矢野鉉吉	同
缺	東京市會議員

（委囑年月日）

昭和十七年十一月十日

同上

同上

缺	東京市會議員	昭和十七年十一月十日	
同	同	同　十七年　五月八日	
辻	邦生	商工省企業局資金課長	同上
阪田	泰二	大藏省銀行局庶民金融課長	同上
藤田	巖	農林省總務局金融課長	同上
船田	中	東京商工會議所理事	昭和十七年十一月十日
岸	勝夫	產業組合中央金庫業務部長代理	同上
正岡	勝男	商工組合中央金庫貸付課長	同上
石河	幹武	株式會社三井銀行營業部長	同上
牧元	隆雄	株式會社日本興夜銀行營業部長	同上
瀨戸	介爾	保證責任東京府信用購買販賣組合聯合會常務理事	同上
立石	知滿	有限責任大崎信用組合組合長理事	同上
笠原	慶藏	有限責任同榮信用組合組合長理事	同上
小野	孝行	有限責任本所區商工信用組合組合長理事	同上
鈴木	勇雄	東京北豐島醫藥品小賣商業組合理事長	同上
在間	朋次郎	東京時計側工業組合理事長	同上

二、舊評議員

（氏名）	（職名）	（委囑年月日）	（解囑年月日）
高崎	高次郎　東京府會議員	昭和十二年十二月廿八日	昭和十三年十月廿一日
伊藤	金左衞門　同	同上	同上
爲藤	五郎　同	同上	同上
松永	東　東京市會議員	同上	同　十七年　二月十八日
林	連　同	同上	同　十五年　二月十九日
萩島	茂留　同	同上	同　十四年　五月廿二日
猪熊	信二　同	同上	同　十四年　五月廿二日
岸	喜二雄　同	同上	同上
寺田	省一　同	同上	同上
木村	增太郎　同	同上	同　十六年　七月十二日
木下	啓一郎　同	同上	同　十四年　五月五日
中村	秀夫　同	同上	同　十五年　二月十九日
渡邊	寧祐　同	同上	同上
小平	省三　同	同上	同上

高木	謙	信用組合第一金庫組合長理事	同上	同十四年五月廿五日
玉井	甃	東京中央藥粧商業組合常務理事	同上	同十五年二月十九日
川本金太郎		東京府會議員	同十三年十月廿一日	同十四年十月廿六日
岩浪光二郎		同	同上	同上
磯崎眞助		同	同上	同上
島田辰太郎		東京市會議員	同十四年五月廿二日	同十七年二月十八日
松田太郎		商工省統制局金融課長	同上	同十四年十月十三日
坂口芳久		大藏省銀行局庶民金融課長	同上	同十七年二月十八日
長谷川清		農林省經濟更生部金融課長	同上	同十五年二月十九日
森熊三		商工組合中央金庫貸付課長	同上	同上
桑原幹根		東京商工會議所副理事	同十四年五月卅一日	同十七年二月十八日
北野重雄		商工省振興部金融課長	同十四年十月十三日	同十五年七月廿四日
森富太		東京府會議員	同十四年十月廿六日	同上
高野直治		同	同上	同上
熊本虎藏		同	同上	同上
笹山忠夫		商工組合中央金庫貸付課長	同十五年二月十九日	同十六年五月廿四日
三村稱平		三菱銀行取締役營業部長	同上	同十七年二月十八日
松本莞爾		十五銀行營業部長	同上	同十五年七月廿四日
桑原信助		東京市會議員	同上	同十五年十月八日
平野勝二		農林省經濟更生部金融課長	同十五年七月二十日	同十六年五月廿四日
高岡宣次		東京府會議員	同上	同十五年十月十一日
長濱繁		同	同上	同十七年五月十一日
大澤梅次郎		同	同上	同十五年十月八日
和田太郎		商工省振興部金融課長	同十五年七月廿四日	同十六年五月廿四日
福田喜東		同	同十五年十月八日	同十七年五月十一日
高橋通		彌生無盡株式會社常務取締役	同上	同十七年十月九日
松浦誠之		府立東京商工奬勵館企畫部長	同上	同十七年六月十七日
岡田武彥		商工省振興部商務課長	同十六年五月廿四日	同十七年
島谷昇		商工組合中央金庫貸付課長	同上	同上
小野三郎		產業組合中央金庫業務部長代理	同十六年七月廿三日	同十七年七月廿九日

職員

職名	氏名	就任年月日	備考
主事	庶務課長 部奈恭一	昭和十二年八月一日	

同	管理課長兼整理課長	近藤卯太郎	同
同	調査課長	田中猛	同十二年八月二日
同	調査課第一係主任	大塚勇	同上
書記	調査課第二係主任	木畠英一	同上
同	庶務課主任	伊勢武男	同上
同		鵜澤重郎	同十五年六月十四日
同		仲田貞重	同十三年十月一日
同		郡司喜三郎	同十四年十月廿四日
同		永井利貞	同十四年十月廿三日
同		鷲谷錄三郎	同十三年十月四日
同		伊藤吉彥	同十三年七月一日
同		近藤寛司	同十四年九月廿六日
同		石川弘	同十四年三月廿二日　應召中
雇		遠藤ワカエ	同十三年九月一日　應召中
同		山内正忠	同十三年十月廿四日　應召中
同		原田清作	同十五年七月廿四日　應召中
同		清水明子	同十六年十一月五日
同		小池孝三	同十二年八月二日

附錄

（一）社團法人東京信用保證協會定款

第一章　總則

第一條　本協會ハ社團法人東京信用保證協會ト稱ス

第二條　本協會ハ中小產業者ノ信用向上ニ力メ金融上ノ便宜ヲ圖リ產業ノ發達ヲ助成スルヲ以テ目的トス

本協會ハ給料生活者ノ生活安定ヲ圖ル爲金融上ノ便宜ヲ圖ルコトヲ得

第三條　本協會ハ前條ノ目的ヲ達スル爲左ノ事業ヲ行フ

一　中小產業者又ハ給料生活者カ會員タル金融機關ヨリ資金ノ貸付ヲ受クル場合之ニ對シ信用ノ保證ヲ爲スコト

二　信用ノ保證ヲ爲シタル中小產業者ニ對シテハ其ノ債務繼續期間中事業經營ノ指導ヲ爲スコト

三　其ノ他本協會ノ目的ヲ達スルニ必要ト認メタル事項

第四條　本協會ノ事務所ハ之ヲ東京市芝區田村町貳丁目五番地壹ニ置ク

第二章　會員及賛助員

第五條　本協會ノ會員ハ左ノ通トス

一　東京府、東京市、東京商工會議所
二　東京府內ニ本支店又ハ事務所ヲ有スル銀行、信託會社、無盡會社、信用組合、商業組合、工業組合、貿易組合、漁業協同組合、自動車運送事業組合、庶民金庫ニシテ本協會ノ承認ヲ受ケタルモノ

第六條　會員ハ左ノ事由ニ依リ其ノ資格ヲ喪失ス
一　貸付業務ノ廢止
二　脫　退
三　解　散
四　除　名

第七條　會員脫退セムトスルトキハ書面ヲ以テ本協會ニ申出テ承認ヲ受クヘシ

第八條　會員ニシテ本協會ノ定款其ノ他諸規程ニ反スル行爲アリタルトキ又ハ會員タル義務ヲ履行セサルトキハ總會ノ決議ヲ經テ之ヲ除名ス

第九條　本協會ノ事業ヲ翼贊シ金壹千圓以上ヲ寄附シタルモノハ之ヲ贊助員トス

第三章　出　資

第十條　出資一口ノ金額ハ金壹百圓トシ會員ハ入會ト同時ニ一口以上ノ出資ヲ爲スヘシ

第十一條　出資金ハ基金トシテ之ヲ管理ス

第十二條　會員ハ第六條ノ規定ニ依リ資格ヲ喪失シタル場合ニ於テモ出資金ノ返還ヲ請求スルコトヲ得ス

第十三條　基金ハ理事會ニ於テ適當ト認ムル銀行、產業組合中央金庫、商工組合中央金庫又ハ郵便局ニ預ケ入レ若ハ信託會社ニ金錢信託ト爲シ又ハ之ヲ以テ國債證券、地方債證券、勸業債券、產業債券、商工債券、興業債券ヲ買ヒ入ルルノ外他ニ之ヲ運用スルコトヲ得ス但シ事業費ニ一時融通スルコトヲ得

第四章　役員、評議員、顧問及職員

第十四條　本協會ニ理事十一名、監事三名ヲ置ク

理事ハ東京府知事及東京市長ノ推薦シタルモノ八名、總會ニ於テ選擧シタルモノ三名トス

監事ハ東京府知事及東京市長ノ推薦シタルモノ二名、總會ニ於テ選擧シタルモノ一名トス

第十五條　理事ハ理事長、副理事長、專務理事各一名ヲ互選シ東京府知事及東京市長ノ承認ヲ受クルモノトス

第十六條　理事長ハ本協會ヲ代表シ事務ヲ統理ス

副理事長ハ理事長ヲ補佐シ理事長事故アルトキハ之ヲ代理ス

專務理事ハ理事長、副理事長ヲ補佐シ常時事務ヲ管掌ス

理事長、副理事長共ニ事故アルトキハ互選ニ依リ其ノ代理者一名ヲ定ム

第十七條　理事ノ任期ハ三年、監事ノ任期ハ二年トス

理事及監事ハ任期滿了後ト雖モ後任者ノ就任スル迄仍其ノ職務ヲ行フモノトス

第十八條　理事又ハ監事ニ缺員ヲ生シタルトキハ直チニ之ヲ補充スルモノトス但シ定時總會ノ時迄猶豫シ得ル場合ハ此ノ限ニ在ラス

補缺ニ依リ就任シタル理事又ハ監事ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第十九條　理事及監事ハ名譽職トス但シ專務理事ハ有給ト爲スコトヲ得

理事及監事ハ正當ナル理由ナクシテ之ヲ辭スルコトヲ得ス

第二十條　本協會ニ評議員二十五名以內ヲ置キ理事長理事會ノ議ヲ經テ之ヲ委囑ス

評議員ハ名譽職トシ其ノ任期ハ二年トス

評議員ハ本協會ノ業務經營ニ關スル重要事項ヲ審議ス

第二十一條　本協會ニ顧問ヲ置クコトヲ得

顧問ハ理事長理事會ノ議ヲ經テ之ヲ推薦ス

第二十二條　本協會ニ職員トシテ主事、書記、囑託、各若干名ヲ置キ理事長之ヲ任免ス

第五章　會議

第二十三條　會議ヲ分チテ總會及理事會トス

定時總會ハ每年一回五月之ヲ開ク

臨時總會ハ左ノ場合ニ於テ之ヲ開ク

一　理事長ニ於テ必要ト認メタルトキ

二　總會員ノ三分ノ一以上ノ同意ヲ得テ會議ノ目的タル事項及招集ノ理由ヲ示シ總會招集ノ請求アリタルトキ

三　監事カ財產ノ狀況又ハ業務ノ執行ニ付不整ノ廉アルコトヲ發見シ其ノ報告ヲ爲ス爲必要アルトキ

第二十四條　總會ハ理事長之ヲ招集ス但シ前條第三項第三號ノ場合ニ於テハ監事之ヲ招集ス

第二十五條　總會ノ議決ハ出席シタル會員ノ過半數ヲ以テ之ヲ爲ス但シ定款ノ變更、會員ノ除名又ハ解散ノ議決ニ在リテハ總會員ノ半數以上出席シ其ノ四分ノ三以上ノ同意アルコトヲ要ス

第二十六條　總會ノ招集ハ少クモ五日前ニ會議ノ目的タル事項、日時及場所ヲ記載シタル書面ヲ以テ各會員ニ通知スルモノトス

第二十七條　總會ノ決議ハ豫メ通知シタル事項ニ限ル但シ緊急事項ニシテ出席會員ノ三分ノ一以上ノ同意アルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二十八條　總會ニ於ケル會員ノ表決權ハ平等トス

會員ハ代理人ヲ以テ表決權ヲ行フコトヲ得此ノ場合ニ於テハ之ヲ出席ト看做ス但シ會員ニ非サレハ代理人タルコトヲ得ス

代理人ハ代理權ヲ證スル書面ヲ本協會ニ差出スヘシ

第二十九條　總會ノ議長ハ理事長之ニ當ル理事長事故アルトキハ第十六條ニ定ムル順序ニ依ル理事長代理者之ニ當ル

監事ノ招集シタル總會ノ議長ハ招集シタル監事之ニ當ル其ノ多數ナル場合ニ於テハ互選ニ依ル

第三十條　總會ノ議長ハ決議錄ヲ作成シ開會ノ日時、場所、會議ノ顚末、總會員數及出席員數ヲ記載シ議長及出席者二名以上之ニ記名捺印スルモノトス

第三十一條　總會ノ議事ニ關スル規程ハ總會ニ於テ之ヲ定ム

第三十二條　理事會ハ理事長之ヲ招集ス

理事會ノ議決ハ理事定數ノ過半數ニ依ル

理事會ノ議決ヲ經ヘキ事項ニシテ輕微ナルモノニ付テハ書面ニ依ル表決ヲ以テ理事會ノ議決ニ代フルコトヲ得

第三十條ノ規定ハ理事會ニ付之ヲ準用ス

第六章　事業ノ執行

第三十三條　信用保證ノ總額ハ現在額壹千萬圓ヲ超ユルコトヲ得ス

一人ニ對スル保證額ハ左ノ通トス

一　中小產業者ニ在リテハ保證現在額壹萬圓以內トス但シ特別ノ事由アリト認メタルトキハ壹萬五千圓迄ヲ認ムルコトヲ得

二　給料生活者ニ在リテハ保證現在額給料月額ノ三月分以內トス

第三十四條　信用ノ保證ヲ爲ス資金ノ用途ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ限ル

一　中小產業者ニ在リテハ原料、材料若ハ商品ノ仕入、賃金支拂等ノ運轉資金又ハ設備資金

二　給料生活者ニ在リテハ醫療費、出產費、冠婚葬祭費又ハ教育費

特別ノ事由アリト認メタルトキハ前項ノ規定ニ拘ハラス高利債借替ノ爲ニ要スル資金ノ保證ヲ爲スコトヲ得

第三十五條　信用ノ保證ニ依リ資金ノ借入ヲ受クヘキ者ハ東京府內ニ住所ヲ有シ且左ノ各號ノ一ニ該當スル者タルコトヲ要ス

一　同一ノ場所ニ於テ同一ノ事業ヲ引續キ一年以上經營スル中小產業者

二　前號中小產業者ニシテ經濟統制ノ爲餘儀ナク事業ヲ轉換シ又ハ轉換セントスル者

三　同一ノ勤務先ニ引續キ二年以上勤務スル給料生活者

第三十六條　信用ノ保證ニ依ル借入金ノ辨濟期限ハ左ノ通トス

一　中小產業者ニ在リテハ二年以內トス但シ特別ノ事由アリト認メタルトキハ辨濟期限ヲ五年以內トスルコトヲ得

二　給料生活者ニ在リテハ一年以內トス但シ特別ノ事由アリト認メタルトキハ辨濟期限ヲ二年以內トスルコトヲ得

第三十七條　本協會ハ信用ノ保證ニ依リ資金ノ借入ヲ爲ス者ヨリ信用保證料ヲ徵收ス

前項ノ信用保證料ハ借入金額ニ對シ年一分以內トス

第三十八條　削　除

第七章　會　計

第三十九條　本協會ノ事業及會計年度ハ一年トシ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ルモノトス

第四十條　本協會ノ經費ハ左ノ收入金ヲ以テ之ヲ支辨ス

一　基金ヨリ生スル收入

二　信用保證料

三　補助金、寄附金其ノ他ノ收入

第四十一條　理事長ハ每事業年度ノ終リニ於テ左ニ揭クル書類ヲ調製シ定時總會ノ日ヨリ少クモ一週間前ニ監事ニ提出スヘシ

一 財産目錄
二 事業報告書
三 收支決算

第四十二條 監事前條ニ掲ケタル書類ヲ受ケタルトキハ遲滯ナク之ヲ監査シ意見書ヲ附シテ之ヲ理事長ニ送付スヘシ理事長ハ前條ニ掲ケタル書類及監事ノ意見書ヲ定時總會ニ提出シ其ノ承認ヲ求ムルコトヲ要ス

第四十三條 本協會解散ノ場合ニ於テ殘餘財産アルトキハ損失補償金ヲ限度トシテ東京府及東京市ニ之ヲ納付スルモノトス

附則

第四十四條 事業ノ執行其ノ他定款施行ニ關スル細則ハ理事會ノ議ヲ經テ理事長之ヲ定ム

第四十五條 本協會解散セムトスルトキハ豫メ東京府知事及東京市長ノ承認ヲ受クルコトヲ要ス

第四十六條 本協會設立當時ノ理事及監事ヲ定ムルコト左ノ如シ但シ選擧ニ依ル者ハ第一回定時總會ニ於テ之ヲ改選ス

理事 渡正監
理事 霜島潛
理事 原信次郎
理事 吉山眞棹

理事 三村一
理事 市村辰之介
理事 渡邊八十吉
理事 長谷川龜藏
理事 中村忠彰
理事
監事 佐々木芳遠
監事 平山泰
監事 細田安兵衛

(二) 社團法人 東京信用保證協會業務規程

第一節 總則

第一條 本協會ノ業務ハ定款第二條ノ目的ヲ達成スル爲會員タル金融機關ト連絡協調ヲ保チ迅速適正ニ執行スルモノトス

第二條 本協會定款第五條ニ依ル會員ハ左ノ要件ヲ備フルコトヲ要ス

一　事業ノ經營適正ニシテ基礎鞏固ナルコト
二　繼續シテ中小産業者又ハ給料生活者ニ對シ金融ヲ爲シ又ハ其ノ計畫ヲ有スルコト

第二節　申込並審査

第三條　信用保證ノ申込ハ會員タル金融機關ヲ通ジ又ハ本協會ニ之ヲ爲スモノトス
第四條　金融機關ヲ通ジ本協會ノ信用保證ヲ受ケントスル者ハ信用保證附借入申込書（様式第一號）及信用保證願書（様式第二號）ヲ借入レントスル金融機關ニ提出スルモノトス
定款第三十四條第二項ニ依ル資金ニ付信用ノ保證ヲ受ケントスル者ハ之ヲ證明スベキ書類ヲ提出スルモノトス
定款第三十五條第一項第二號ニ依ル資金ニ付信用ノ保證ヲ受ケントスル者ハ轉換事業計畫書ヲ提出スルモノトス
第五條　金融機關前條第一項ノ申込書ヲ受取リタルトキハ遲滯ナク之ヲ調査シ適當ト認メタルトキハ信用保證申込書（様式第三號）ニ信用保證願書並信用調査書（様式第四號）ヲ添附シテ本協會ニ送付スルモノトス
前條第二項及第三項ニ依ル保證申込ニ付テハ其ノ關係書類ヲ添附スルモノトス
第六條　本協會ガ金融機關ヨリ信用保證ノ申込ヲ受ケタルトキハ遲滯ナク之ヲ審査スルモノトス
前項ノ審査ハ金融機關ノ調査ニ基キ之ヲ行ヒ必要アリト認メタルトキハ更ニ實地調査ヲ行フモノトス
第七條　本協會ニ直接信用保證ノ申込ヲ爲ス者ハ信用保證願書及別ニ定ムル事情申告書ヲ提出スルモノトス
第四條第二項及第三項ノ規定ハ本條ニ之ヲ準用ス
第八條　前條ノ申込ヲ受ケタルトキハ本協會ハ遲滯ナク之ヲ審査シ適當ト認メタルトキハ信用保證附貸付依頼書（様式第五號）ヲ金融機關ニ送付スルモノトス
第九條　金融機關前條ノ依頼書ヲ受取リタルトキハ遲滯ナク之ヲ審査シ貸付決定ノ上ハ信用保證附貸付承諾書（様式第六號）ヲ本協會ニ送付スルモノトス

第三節　保　證

第十條　本協會第六條ノ審査ヲ了シタルトキハ遲滯ナク其ノ諾否ヲ決シ信用保證承諾書（様式第七號）又ハ信用保證拒絶書（様式第八號）ヲ金融機關ニ送付スルモノトス
第十一條　本協會第九條ノ貸付承諾書ヲ受取リタルトキハ信用保證書（様式第九號）ヲ金融機關ニ送付スルモノトス
第十二條　信用保證ニ依ル貸付金ノ最高利率ハ年七分（日歩壹錢九厘貳毛）以内トス但シ特別ノ事由アリト認メタルトキハ此ノ限ニ在ラズ
第十三條　金融機關貸付ノ手續ヲ了シタルトキハ遲滯ナク其ノ旨ヲ本協會ニ通知スルモノトス
第十四條　信用保證料ハ金融機關本協會ニ代リテ貸付ト同時ニ之ヲ徴收ス
前項ノ信用保證料ハ毎月末之ヲ取纏メ翌月五日迄ニ本協會ニ納付スルモノトス但シ本協會必要ト認メタルトキハ其ノ都度之ヲ納付セシムルコトアルベシ
前項ノ納付ヲ怠リタルトキハ日歩參錢ノ延滯金ヲ徴收ス
第十五條　金融機關ハ常ニ債權保全ニ必要ナル注意ヲ爲シ債務履行ヲ困難トスル事實ヲ豫見又ハ知悉シタルトキハ遲滯ナク本協會ニ通知スルモノトス

第十六條　金融機關ハ毎月債務者ノ辨濟狀況ヲ翌月十日迄ニ本協會ニ報告スルモノトス

第十七條　本協會必要アリト認ムルトキハ信用保證ニ依リテ資金ノ借入ヲ爲シタル者ニ對シ其ノ業務及財產ノ狀況ニ付說明ヲ求メ若ハ其ノ書類帳簿ノ閱覽ヲ請求シ又ハ擔保ヲ提供セシムルコトアルベシ

第四節　辨濟

第十八條　辨濟期限ニ辨濟ナキ場合ニ於テハ金融機關ハ最善ノ方法ヲ以テ債權ノ取立ヲ爲スモノトス

第十九條　信用保證ニ依リ貸付ヲ受ケタル者已ムヲ得ザル事由ニ依リ保證期間ヲ延長セントスルトキハ保證期間延長願書（樣式第十號）ニ其ノ事由ヲ詳記シ保證期間滿了一月前ニ之ヲ金融機關ニ提出スルモノトス

第二十條　金融機關前條ノ願書ヲ受取リタルトキハ遲滯ナク之ヲ調查シ適當ト認メタルトキハ保證期間延長申込書（樣式第十一號）ニ調查意見書並保證期間延長願書ヲ添附シテ本協會ニ送付スルモノトス

第二十一條　前條ノ申込書ヲ受取リタルトキハ本協會ハ遲滯ナク其ノ旨ヲ本協會ニ通知スルモノトス

書（樣式第十二號）ヲ金融機關ニ送付スルモノトス

金融機關前項ノ承諾書ニ基キ期間延長ノ手續ヲ了シタルトキハ本協會ハ直ニ

第二十二條　最終辨濟期限後九十日ヲ經過スルモ債務者ガ其ノ債務ノ全部又ハ一部ヲ履行セザルトキハ本協會ハ直ニ

金融機關ニ其ノ金額ヲ辨濟スルモノトス

金融機關前項ノ辨濟ヲ受ケントスルトキハ別ニ定ムル手續ニ依リ請求ヲ爲スモノトス

第二十三條　前條ノ辨濟ノ範圍ハ貸付元金、利息及最終辨濟期限後九十日間ノ延滯利息トス

前項ノ延滯利息ハ貸付利率ニ依リ之ヲ計算ス

第二十四條　金融機關ガ取立ヲ爲スコトヲ怠リタル爲債務者ヨリ全部ノ辨濟ヲ受クルコト能ハザルトキハ本協會ハ金融機關ガ適當ニ措置ヲ爲サバ辨濟ヲ得ベカリシ限度ニ於テ辨濟ノ義務ヲ免ルルモノトス

第二十五條　本協會ハ特ニ已ムヲ得ザル事由アリト認ムル者ニ對シテハ東京府知事及東京市長ノ承認ヲ得テ求償權ヲ拋棄スルコトヲ得

樣式第一號

信用保證附借入申込書

一、金　　額

一、資金ノ用途

一、辨濟方法　　（定期又ハ割賦）

一、期　　限

右社團法人東京信用保證協會ノ信用保證ニ依リ借入致度此段申込候也

昭和　年　月　日

（本　籍）

（住　所）

（業務ノ種類）

（開業
就職年月日）
（業務
勤務場　所）
（氏　　名）

（金融機關）

殿

様式第二號

信用保證願書

今般（金融機關名）ヨリ金　　圓也　資金トシテ借入致度候ニ付右御保證相願度御承認ノ上ハ專心業務ニ精勵シ貴協會ノ定款並業務規程ノ定ムル處ニ遵ヒ誓テ債務辨濟ノ義務ヲ履行シ業務上御指圖等有之候節ハ直ニ實行致シ毫モ御迷惑相掛申間敷萬一違背致候節ハ如何樣ノ御措置相受候トモ異議申間敷候條此段及御願候也

昭和　年　月　日

（住　所）
（氏　名）

社團
法人東京信用保證協會理事長

殿

様式第三號

信用保證申込書

（借入申込者）ヨリ金　　圓借入申込有之調査致候處左記ノ通貸付適當ト被認候ニ付御審査ノ上信用保證相成度別紙信用調査書相添ヘ此段及申込候也

記

一、貸付金額
一、資金ノ用途
一、貸付利率
一、辨濟期限
一、貸付ノ形式
一、辨濟方法
一、條　　件

昭和　年　月　日

（住　所）
（金融機關名）
（代表者）

社團
法人東京信用保證協會理事長

殿

様式第四號（表面）

信用調査書

昭和　年　月　日調　　金融機關名

商號		業務ノ種類			
氏名	（　歳）	年數　年　月			
本籍					
現住所					
業務（勤務）場所		電話　局番			

經營狀況					
	家族狀況				
	取引金融機關				
	主ナル仕入先				
	主ナル得意先				

	（摘要）	（金額）		（摘要）	（金額）
一ヶ年收入			一ヶ年支出		
				（稅金）	
	計			計	
差引					
資產			負債	當ヨリノ借入金	
	計			計	
差引					

様式第四號（裏面）

概評

經歷並ニ經過

人物（好嗜味趣格性）

現況盛衰

見所ノ關機融金

様式第五號

信用保證附貸付依頼書

何　某　ヨリ當協會ノ信用保證ニ依リ資金借入致度旨申込有之候ニ就テハ調査ノ結果左記ニ依リ保證差支無之モノト被認候間御審査ノ上貸付方御取計相成度此段及御依頼候也

記

一、貸付金額
一、資金ノ用途
一、辨濟期限
一、貸付ノ形式
一、辨濟方法
一、條　件

昭和　年　月　日

殿

社團法人　東京信用保證協會
理事長

（金融機關代表者名）

様式第六號

信用保證附貸付承諾書

昭和　年　月　日附ヲ以テ御依頼有之候何某殿ニ對スル信用保證附貸付ノ件審査ノ結果左記ニ依リ承諾致候也

記

一、貸付金額
一、資金ノ用途
一、貸付利率
一、辨濟期限
一、貸付ノ形式
一、辨濟方法
一、條　件

昭和　年　月　日

（住　所）
（金融機關名）
（代表者）

社團法人　東京信用保證協會理事長

殿

様式第七號

信用保證承諾書

昭和　年　月　日

（金融機關名）

昭和　年　月　日附御申込ノ信用保證ノ件左記ノ通保證致候ニ付御貸付相成度然ル上ハ當協會定款及業務規程ニ依リ保證ノ責ニ可仕候也

記

一、保證申込人
一、住所氏名
一、保證金額
一、資金ノ用途
一、貸付利率
一、保證期間
一、貸付ノ形式
一、辨濟方法

社團法人　東京信用保證協會

理事長

一、信用保證料率
一、條　　件

様式第八號

信用保證拒絶書

昭和　年　月　日

（金融機關名）

昭和　年　月　日附御申込ノ信用保證ノ件ハ貴意ニ應ジ難ク候間此段及御通知候也

記

一、保證申込人（住所氏名）
一、申込金額

社團法人　東京信用保證協會

様式第九號

信用保證書

昭和　年　月　日

（金融機關名）

昭和　年　月　日附御承諾相成候信用保證附貸付ノ件左記ニ依リ保證致候ニ付御貸付相成度然ル上ハ當協會定款及業務規程ニ依リ保證ノ責ニ可任候也

記

一、保證申込人住所氏名
一、保證金額
一、資金ノ用途
一、貸付利率
一、保證期間
一、貸付ノ形式
一、辨濟方法
一、信用保證料率
一、條件

社團法人東京信用保證協會
理事長

様式第十號

保證期間延長願書

昭和　年　月　日附貴協會第　號御保證ニ依リ昭和　年　月　日（金融機關名）ヨリ借用致候金圓也現在殘額金　圓也昭和　年　月　日迄　間御延長相成度尚辨濟方法ハ貴協會ノ御指圖ニ從ヒ實行可仕候萬一右ニ違背致候節ハ如何樣ノ御措置相受候トモ異議申間敷候條此段及御願候也

昭和　年　月　日

（住所）
（氏名）

社團法人東京信用保證協會理事長　殿

記

一、延期事由

様式第十一號

保證期間延長申込書

昭和　年　月　日附貴協會　第　號御保證ニ依リ昭和　年　月　日何　某ニ貸付タル債權ヘ
昭和　年　月　日辨濟期限ノ處今回債務者ヨリ期間延長並ニ辨濟方法變更方願出有之調査候處事情已ムヲ得
ザルモノト被認候ニ付御審査ノ上左記ノ通御承諾相成度本人願書並ニ調査意見書相添ヘ此段及申込候也

昭和　年　月　日

（住　所）
（金融機關名）
（代表者）

社團
法人東京信用保證協會理事長　殿

記

一、債務者　住所　氏名
一、當初保證金額
一、保證延期金額
一、保證延期期限
一、延期後ノ辨濟方法

様式第十二號

保證期間延長承諾書

昭和　年　月　日

社團
法人東京信用保證協會
理事長

（金融機關名）

昭和　年　月　日附第　號ヲ以テ保證致候　何　某ノ債務ニ付今般保證期間及辨濟方法ヲ左記ノ通承認致候也

記

一、借入人　住所　氏名
一、當初保證金額
一、保證延期金額
一、貸付利率
一、保證延期期限
一、延期ノ形式
一、辨濟方法
一、信用保證料率
一、條件

(三) 沿革日誌

年月日	事項	摘要
昭和十一年十二月廿一日	東京市中小商工業振興調査會總會ニ於テ中小商工金融打開方策ニ關スル答申案可決 註　答申書中ニ信用保證事業ノ必要ヲ強調シ信用保證協會設立ニ關スル案ヲ附記セラレタリ	市長諮問事項（昭和十年六月十八日、産發第六五〇號） 一、金融梗塞打開ニ關スル方策如何 （說明）中小商工業ノ金融著シク困難ナル狀態ニ在ルヲ以テ之ガ疏通ノ途ヲ講ズルハ最モ必要ノコトト認ム、其ノ方策如何
同　十二年一月六日	前記答申書東京市長宛提出	
同　十二年一月廿七日	東京府市聯合ノ下ニ東京信用保證協會設立準備委員會設置	
同　十二年二月廿二日	東京市會ニ於テ東京信用保證協會ニ對スル加入並損失補償ニ關スル件議決	
同　十二年三月十九日	東京府參事會ニ於テ本協會ニ對スル損失補償ニ關スル件議決	

同	年五月廿四日	社團法人東京信用保證協會設立總會開催
同	年五月廿八日	理事會開催左記附議 (一)　理事長副理事長互選ノ件 (二)　法人設立許可申請ニ關スル件外一件
同	年六月十五日	理事會開催左記附議 (一)　業務規程承認ノ件 (二)　東京府市對協會契約案承認ノ件 (三)　處務規程承認ノ件
同	年六月十六日	商工大臣宛設立許可申請
同	年七月廿八日	設立ノ件商工大臣ヨリ許可
同	年七月卅一日	理事會開催左記附議 (一)　業務規程案 (二)　處務規程案 (三)　經理規程案 (四)　旅費規程案 (五)　府市對契約案 (六)　昭和十二年度歲入歲出豫算案 (七)　出資拂込方法ニ關スル件 (八)　取引銀行決定ノ件 (九)　事務所決定ノ件	東京會館（現大東亞會館） 理事佐々木芳遠理事長ニ、理事吉山眞棹副理事長ニ就任 原通案ヲ可決 一部修正ノ要ヲ認メタルニ付各案共改メテ附議ノコトニ決定 (一)乃至(十)ハ原案通リ可決

同	年八月一日	（十）　加入申込承認ノ件 （十一）　理事長互選ノ件 事務所ヲ芝區田村町四丁目壹番地元東京市産業局内ニ開設
同	年八月十九日	東京信用保證協會設立準備會ヨリ事務引繼ヲ受ク
同	年八月廿四日	理事會開催左記附議 （一）　顧問推薦並評議員委嘱ノ件 （二）　基金一時融通ノ件 （三）　取引銀行追認ノ件 （四）　業務執行ニ關シ金融機關トノ協議事項決定ノ件 （五）　加入申込承認ノ件
同	年九月二日	業務開始
同	年九月十日	理事會開催左記附議 （一）　專務理事互選ノ件 （二）　專務理事給料額決定ノ件 理事會開催左記附議 （一）　信用保證ニ關スル件 （二）　貸付利率ニ關スル件外一件

理事渡正鑑理事長ニ就任	
各案共原案通リ可決	
理事西川三郎專務理事ニ就任	
原案通リ可決	
各案共原案通リ可決	

同	年九月十一日	東京府並東京市トノ間ニ補償契約締結
同	年九月三十日	理事會開催左記附議 信用保證ニ關スル件
同	年十月七日	理事會開催左記附議 （一）　信用保證ニ關スル件 （二）　加入申込承認ノ件
同	年十月十四日	理事會開催左記附議 信用保證ニ關スル件
同	年十一月十八日	理事會開催左記附議 （一）　定款第三十三條第二項但書ニ依ル信用保證ノ件 （二）　加入申込承認ノ件
同	年十二月十六日	理事會開催左記附議 （一）　信用保證ニ關スル件 （二）　加入並出資增加申込承認ノ件
同	十三年二月九日	理事會開催左記附議 信用保證ニ關スル件
同	年三月卅一日	理事會開催左記附議 昭和十三年度歲入歲出豫算決定ノ件
同	年五月十七日	理事會開催左記附議

一部保留ノ外原案通リ可決	
各案共原案通リ可決	
一部保留ノ外原案通リ可決	
各案共原案通リ可決	
各案共原案通リ可決	
原案通リ可決	
原案通リ可決	

同	年五月二十日	（一）	昭和十二年度歳入歳出決算ニ關スル件
		（二）	昭和十二年度財産目錄、收支決算、事業報告ニ關スル件
		（三）	定款並旅費規程中變更ニ關スル件
		（四）	取引銀行追加承認ニ關スル件
		（五）	定款第四十六條但書ニ依ル理事監事改選ニ關スル件
同	年五月廿四日		第一回定時總會開催左記附議
同	年六月十六日	（一）	昭和十二年度財産目錄、收支決算書、事業報告書承認ニ關スル件
同	年七月廿四日	（二）	定款變更ノ件
		（三）	定款第四十六條但書ニ依ル理事三名、監事一名改選ニ關スル件
同	年八月八日		商工大臣宛定款變更認可申請
			定款變更商工大臣ヨリ認可
			每年七月二十八日（設立許可ノ日）ヲ設立記念日ニ制定
			理事會開催左記附議

一〇二

各案共原案通リ可決

（一）及（二）原案通リ可決

渡邊八十吉、長谷川龜藏、中村忠彰理事ニ再選重任、兼藤良三郎監事ニ就任

第三十三條ノ一部、第三十四條及第三十六條但書變更

即日施行

同	年八月十五日		事務所移轉ニ關スル件
			臨時總會開催左記附議
		（一）	定款第四條ノ事務所ノ位置ヲ東京市芝區田村町二丁目五番地一ニ變更スル件
同	年八月十九日	（二）	事務所ニ充ツベキ建物買入ニ關スル件
同	年八月廿七日		商工大臣宛定款變更認可申請
			定款變更ノ件商工大臣ヨリ認可
			事務所移轉
			舊　芝區田村町四丁目壹番地壹
			新　芝區田村町貳丁目五番地壹
同	年十月十五日		理事會開催左記附議
		（一）	昭和十三年度歳入歳出豫算更正ニ關スル件
		（二）	轉業資金ニ對スル信用保證ニ關スル件
		（三）	信用保證料並債權保全料前納料金中一部還付ニ關スル件
		（四）	處務規程中改正ニ關スル件
同	年十一月一日		信用保證料並債權保全料還付制度實施
同	十四年一月廿七日		理事會開催左記附議

舊金原銀行芝支店ノ建物買取ニ決定

各案共原案通リ可決

第四條變更

各案共原案通リ可決

同	年三月卅一日	（一）	代位辨済決定ニ關スル件
		（二）	業務上ニ關スル協議其ノ他
			理事會開催左記附議
			專務理事互選ノ件他一件
同	年四月一日		信用保證料並債權保全料還付制度ヲ廢止シ新徵收率適用實施
同	年四月十三日		信用調査書並事情申告書樣式改定
			理事會開催左記附議
		（一）	昭和十四年度歲入歲出豫算決定ニ關スル件
		（二）	信用保證料並債權保全料徵收率ニ關スル件
		（三）	代位辨済決定ニ關スル件
		（四）	代位辨済審査方法ニ關スル件
		（五）	處務規程中改正ニ關スル件
		（六）	職員規程制定ノ件
同	年五月四日		理事會開催左記附議
		（一）	推薦理事就任ノ件
		（二）	理事長渡正監、專務理事荒木孟兩氏辭任承認ノ件
		（三）	理事長專務理事互選ノ件
同	年五月十八日		理事會開催左記附議
		（一）	昭和十三年度決算承認ニ關スル件
		（二）	昭和十三年度事業成績書承認ニ關スル件
		（三）	監事一名改選ニ關スル件
		（四）	定時總會開會日時並總會提出議案決定ニ關スル件
同	年五月廿五日		第二回定時總會開催左記附議
		（一）	昭和十三年度社團法人東京信用保證協會財産目錄、貸借對照表、收支計算書、收支差引金處分案並事業成績報告書承認ニ關スル件
同	年六月十五日	（二）	理事一名補缺選擧ノ件
		（三）	監事一名改選ノ件
同	年九月廿八日		處務規程改正ニヨリ業務、庶務ノ二課ヲ庶務、調査、管理、整理ノ四課トス
			理事會開催左記附議

原案通り可決

理事荒木孟專務理事ニ就任

一部修正ノ上可決

（二）乃至（四）ハ各案共原案通り可決

一部削除ノ上可決
一部疑義又ハ講究ヲ要スル點アルヲ以テ整理ノ上次回ニ附議

原案通り可決

理事永安百治理事長ニ、理事北里善從專務理事ニ就任

各案共原案通り可決

原案通り可決

高木謙理事ニ選任
細田安兵衞監事ニ選任

同	十五年一月十一日	評議員委嘱ニ關スル件	
同	年二月十三日	事務所改造工事ヲ開始ス	
同	年三月二日	家族扶養手當給與規程ヲ制定實施	
同	年三月廿八日	事務所改造工事竣工ス	
		理事會開催左記附議	
同	年五月十七日	(一) 昭和十五年度歳入歳出豫算決定ニ關スル件	
		(二) 基金積立並管理規程設定ニ關スル件	
		(三) 昭和十五年度基金特別會計歳入歳出豫算決定ニ關スル件	
		理事會開催左記附議	
		(一) 理事長互選ニ關スル件	
		(二) 昭和十四年度歳入歳出決算書承認ニ關スル件	
		(三) 昭和十四年度財産目錄、貸借對照表、收支計算書並事業報告書承認ニ關スル件	
		(四) 定款變更ニ關スル件外一件	
		第三回定時總會開催左記附議	
		(一) 昭和十四年度財産目錄、貸借對照表、收支計算書並事業報告書承認ノ件	
同	年五月廿七日	各案共原案通リ可決	
		理事並川義隆理事長ニ就任	
		各案共原案通リ可決	
		(一)、(二)各案共原案通リ可決	

同	年六月三日	商工大臣宛定款變更認可申請	
同	年七月廿三日	定款變更ノ件商工大臣ヨリ認可	
同	年十月二日	理事會開催左記附議	
		職員並雇傭員退職給與金、死亡給與金、遺族扶助金給與ニ關スル件	
		理事會開催左記附議	
		(一) 定款變更ノ件	
		(二) 基金一時融通ノ件外二件	
同	十六年三月十八日	理事會開催左記附議	
		(一) 昭和十六年度歳入歳出豫算並特別會計歳入歳出豫算決定ノ件外一件	
同	年三月卅一日	理事會開催左記附議	
		(一) 昭和十五年度歳入歳出決算書承認ニ關スル件	
		(二) 昭和十五年度事業成績報告書承認ニ關スル件外一件	
		(一) 定款變更ノ件	
		(二) 理事監事改選ノ件	
同	年五月十七日	理事高木謙、同長谷川龜藏、同中村忠彰、監事細田安兵衛、何レモ再選重任	
		第五條第二號及第二十條第一項變更	
		原案通リ可決	
		各案共原案通リ可決	
		各案共原案通リ可決	
		各案共原案通リ可決	

同	年五月卅一日	第四回定時總會開催左記附議 （一）昭和十五年度財産目錄、貸借對照表、收支計算書並事業報告承認ノ件 （二）定款變更ノ件 （三）監事一名選擧ノ件 商工大臣宛定款變更認可申請
同	年六月九日	
同	年八月一日	臨時手當給與內規設定
同	年八月四日	理事會開催左記附議 （一）副理事長互選ノ件 （二）業務規程改正ノ件外一件 定款變更ノ件商工大臣ヨリ認可 變更定款並改正業務規程施行 東京府市對協會補償契約ノ一部變更 理事會開催左記附議 本協會對府市補償契約更改ノ件
同	年十月七日	
同	年十一月一日	
同	十七年一月十二日	

（一）、（二）何レモ原案通リ可決

兼藤良三郎監事ニ選任

第二條、第三條第一號及二號ノ一部、第五條第二號、第十七條ノ一部、第三十三條第二項、第三十四條、第三十五條、第三十六條、第四十條第二號變更及第三十八條削除

理事大迫元繁、副理事長ニ就任

各案共原案通リ可決

第二條ノ一部

原案通リ可決

同	年一月三十日	理事會開催左記附議 理事長互選ノ件
同	年三月十一日	理事會開催左記附議 專務理事互選ノ件
同	年三月卅一日	理事會開催左記附議 昭和十七年度歲入歲出豫算決定ノ件 東京府市對協會補償契約ノ一部變更 家族扶養手當給與規程改正 理事會開催左記附議
同	年四月十日	（一）昭和十六年度歲入歲出決算書承認ニ關スル件
同	年四月十一日	（二）昭和十六年度財産目錄、貸借對照表、收支計算書並事業報告承認ニ關スル件
同	年五月七日	（三）定款變更ニ關スル件外四件
同	年五月十九日	理事會開催左記附議 （一）昭和十六年度財産目錄、貸借對照表、收支決算並事業報告承認ニ關スル件 第五回定時總會開催左記附議 （二）定款變更ニ關スル件 商工大臣宛定款變更認可申請
同	年五月廿六日	

理事安積得也理事長ニ就任

理事松木茂一專務理事ニ就任

原案通リ可決

第二條ノ一部

各案共原案通リ可決

何レモ原案通リ可決

第十四條第一項、第二項及第三十三條第二項第一號中一部變更

同　年七月廿一日	理事會開催左記附議 （一）創立五周年記念事業ニ關スル件 （二）評議員委囑ニ關スル件
同　年七月廿九日	定款變更ノ件商工大臣ヨリ認可
	八月五日ヨリ施行

むすび

經濟新體制が如何やうに具現されやうとも、財の流通は一層頻繁となるであらう。從つて金融といふ事象が消滅しない限り、之を圓滑適正ならしめる組織や機關は必要を減廢するものでなく、逆に國力の飛躍・經濟活動の發展に伴ひ更に重要性を加へるであらう。而して中小規模の企業が依然として有用性を失はないであらうことも間違ないから本協會の存在も亦從前通り高い評價に値しやう。進渉中の産業再編成が、やがてある段階にまで達した曉には、以前に倍して協會の活動が要求せられるであらう。

我々は新しい經濟體制と各方面の經濟建設の進行に備へて、益々業務の改善に努力し、鋭意將來の發展策を攻究しなければなるまい。

昭和十八年二月十五日印刷
昭和十八年二月二十日發行
（非賣品）

製本控
日　年　月　日
號　1
國　967
備考
印刷所
龍夫
證協會

同　年七月廿一日　理事會開催左記附議
（一）創立五周年記念事業ニ關スル件
（二）評議員委囑ニ關スル件
同　年七月廿九日　定款變更ノ件商工大臣ヨリ認可

八月五日ヨリ施行

むすび

經濟新體制が如何やうに具現されやうとも、財の流通は一層頻繁となるであらう。從つて金融といふ事象が消滅しない限り、之を圓滑適正ならしめる組織や機關は必要を減殺するものでなく、逆に國力の飛躍・經濟活動の發展に伴ひ更に重要性を加へるであらう。而して中小規模の企業が依然として有用性を失はないであらうことも間違ないから本協會の存在も亦從前通り高い評價に値しやう。進渉中の産業再編成が、やがてある段階にまで達した曉には、以前に倍して協會の活動が要求せられるであらう。

我々は新しい經濟體制と各方面の經濟建設の進行に備へて、益々業務の改善に努力し、鋭意將來の發展策を攻究しなければなるまい。

昭和十八年二月十五日印刷
昭和十八年二月二十日發行　（非賣品）

編輯兼發行人　部奈恭一
東京市京橋區西八丁堀四丁目四番地

印刷人　白橋龍夫
東京市京橋區西八丁堀四丁目四番地

印刷所　合資會社　白橋印刷所
東京市京橋區西八丁堀四丁目四番地

發行所　社團法人　東京信用保證協會
東京市芝區田村町二丁目五番地

21
967

۱۲
۷۹۶